

令和7年度 内閣府 災害ケースマネジメント伴走支援事業
第2回 災害ケースマネージメント研修会
(盛岡市主催・内閣府共催)

災害ケースマネジメント と連携のポイント

弁護士 津久井 進

一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会 共同代表

災害ケースマネジメントとは



災害ケースマネジメントのことを、
「災害ケーマネ」とか、
「災害CM」とか、
「DCM」などと
略称することがあります。

災害ケースマネジメント

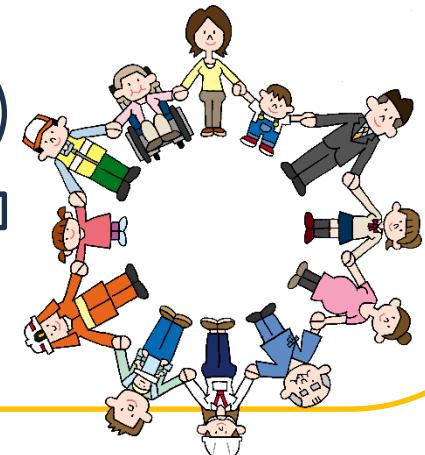


被災者一人ひとりに
必要な支援を行うため、
被災者に寄り添い、

その個別の被災状況・生活状況などを把握し、
それに合わせて様々な支援策を組み合わせた

計画を立てて、
連携して、
生活再建を支援するしくみ

つまり…
当たり前
のこと



災害ケースマネジメントの足跡を辿る

H17 (2005) • ハリケーン・カトリーナ／以前から当然に存在

H27 (2015) • 仙台市の生活再建加速プログラム

H30 (2018) • 国会でDCMについて初質問

H30 (2018) • 鳥取県でDCMの条例化

R3 (2021) • 全国知事会等がDCMの予算要望

R3 (2021) • 首相が国会でDCM実施を答弁

R4 (2022) • 内閣府が「事例集」作成

R4 (2022) • 経済財政諮問会議の方針にDCM明記

R5 (2023) • 内閣府が行政向け「手引き」作成

R6 (2024) • 国から能登地震被災地に依頼

R9 (2026) • 防災庁発足～DCMの実装？を期待！

災害後の生活再建フェーズと課題

災害関連死

孤立

マイノリティ

食事・水・トイレ

健康管理

女性視点



避難所、車中泊、
在宅等における避難生活

発災



仮設住宅



恒久住宅の確保

在宅被災者

困窮

制度自体に問題がある

どの制度が使
えるか分から
ない

お
金
な
い

業者
い
な
い

公費解体等の期限

間違った情報
で動いてしま
う

り災証明/住家被害認定

り災証明に不満あり

相続登記

危険区域立入規制

相談できるところがない

命を守る

津波てんでんこ

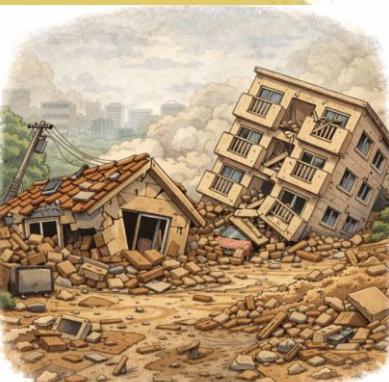
家具転倒

デマ/流言は智者に止まる

正常性バイアス

ひとりで避難
行動できない

普段のことしかできない！
普段のことさえできない！



災害後の生活再建フェーズと支援策

災害弔慰金

被災ローン減免制度

雑損控除



避難所、車中泊、
在宅等における避難生活

基礎支援金

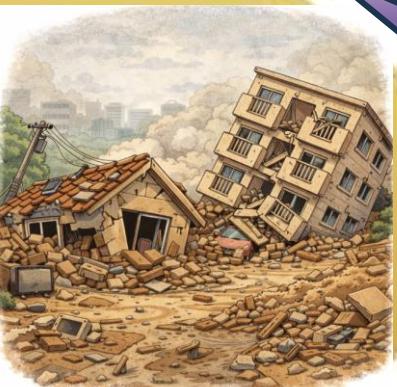
(被災者生活再建支援法)



発災



り災証明書



災害救助法

仮設住宅



恒久住宅の確保

災害公営住宅

災害復興住宅融資

公費解体

独自支援制度

応急修理

加算支援金

(被災者生活再建支援法)

災害援護資金貸付

義援金

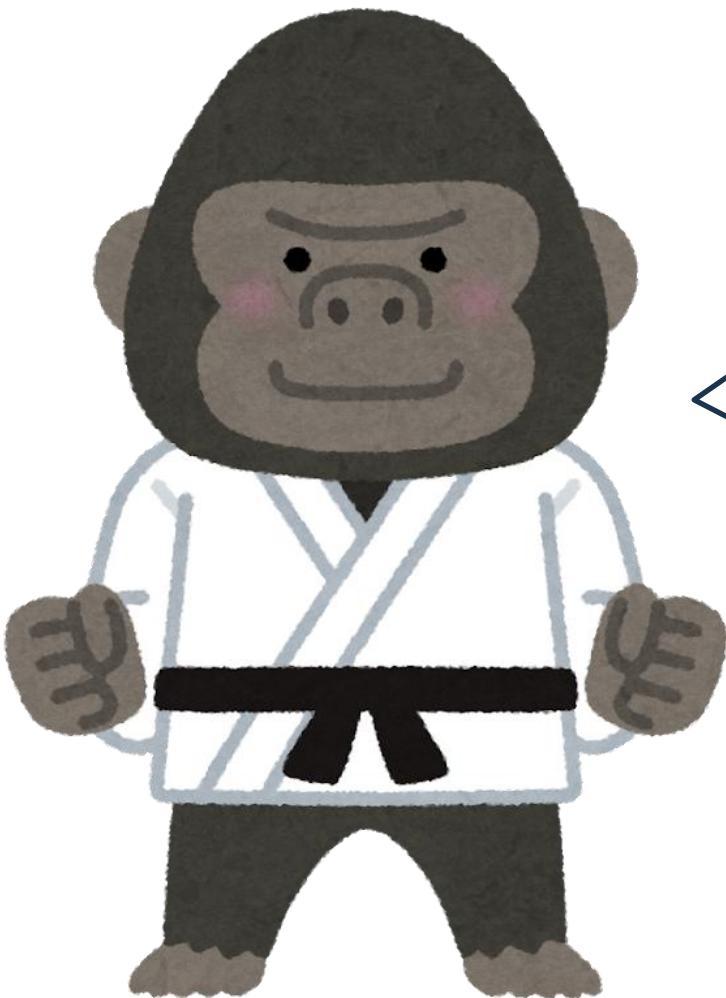
ボランティア

災害対策基本法



Q

災害ケースマネジメントは
新たな負担を課すもの？



A

逆です！災害時に既存の
力を効果的に使えるよう
場を切り替える工夫です。
連携はその効果的な手段、
その土台は目的です。

自己紹介に代えて ～目的と手段～

なぜ法律実務家が
被災者支援をするのか？

災害とリーガルマインド

何のために（目的）

その仕組みがあるのか（手段）

現場で考える（法的思考）



主客転倒に気付かない

道具と型だけを見る人々

現場から離れた机上

災害とリーガルマインド

何のために
(目的)

その仕組みがあるのか
(手段)

現場で考える
(法的思考)

目的と手段

形にとらわれ本質を見失わない

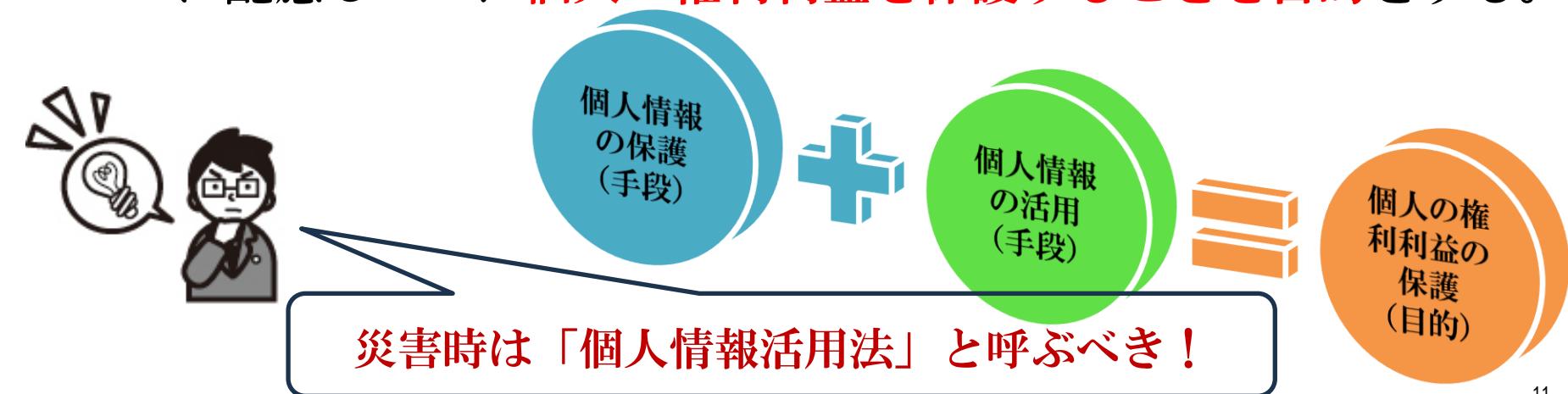
はて？なぜ？

現場に答えがある



シーチキンランプ

個人情報保護法の目的の誤解





事例 6 応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等 概要

【事例の概要】

応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者に提供してもよいか。

事例のポイント

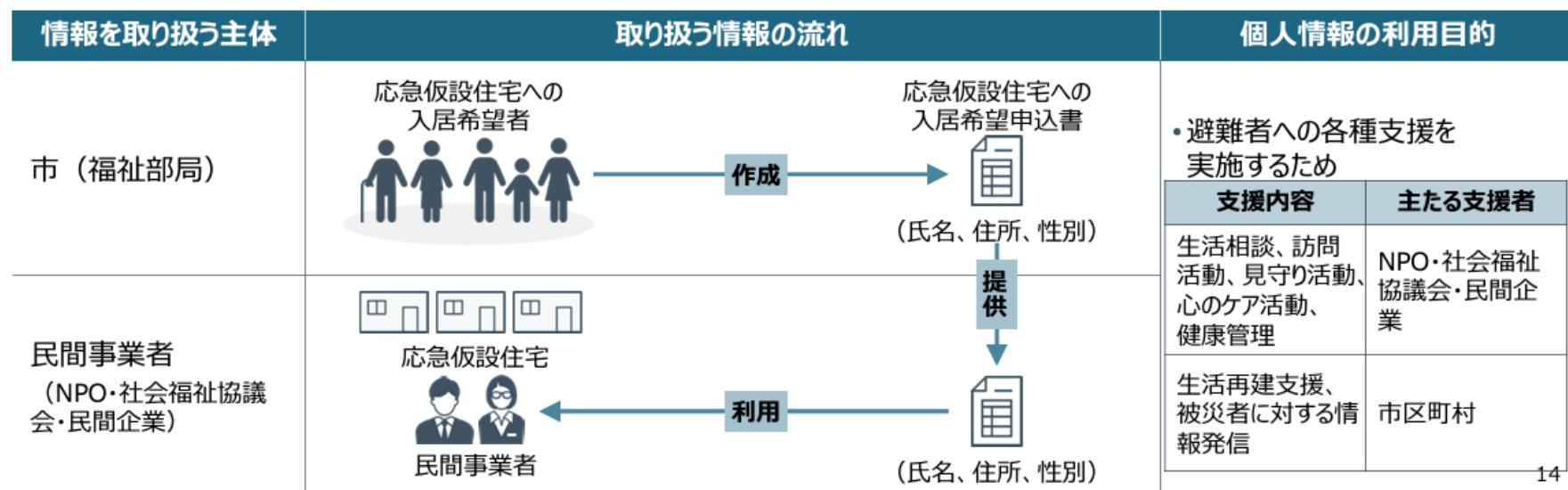
第1 利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

民間事業者に情報提供する旨を利用目的に含めておけば、利用目的内として情報提供を行うことが可能となる。（個人情報保護法第61条、第69条第1項）。

このため、民間事業者へ情報提供することを、利用目的に含めることが望ましい。

第2 民間事業者への情報提供を利用目的として特定していなかった場合

本人の同意を取得した場合（個人情報保護法第69条第2項第1号）や、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第69条2項第4号）は情報提供して差し支えないと判断することは妥当である。



「災害」とは

「阪神・淡路大震災」 VS 「平成7年兵庫県南部地震」
「東日本大震災」 VS 「平成23年東北地方太平洋沖地震」

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう

(災害対策基本法2条1号)

HazardとDisasterの違い

ハザードは
危機や現象



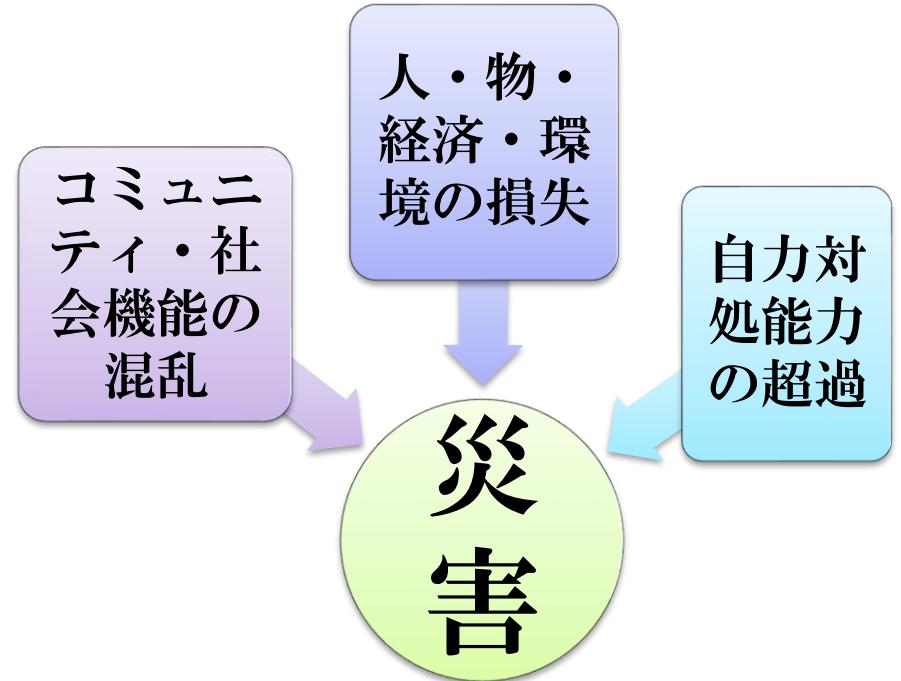
ディザスターは
社会や生活上の被害

国際的な「災害」の定義との違い

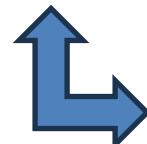
災害とは

「コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱であって、広範な人的、物的、経済的もしくは環境面での損失と影響を伴い、被害を受けるコミュニティまたは社会が自力で対処する能力を超えるもの」

出典：国連 国際防災戦略 防災用語集(2009年版)



本質から考えるアプローチ



形から離れない思考



国際的な考え方

「最低基準」は「普遍的な提言」である。そして、その下に「基本行動」→「基本指標」→「ガイダンスノート」（基本行動を支える追加情報）が続く。基本指標は20人に1基。ガイダンスノートに初期は50人に最低1基、男女比が3対1との例示がある。最低基準は「いつであっても誰もが安心して使える安全なトイレがあること」である。

スフィア基準

- ×数値基準、◎信念と権利

国内避難に関する指導原則

- ・避難者の権利と当局の義務

IASCガイドライン

- ・災害で負の影響を受けた人



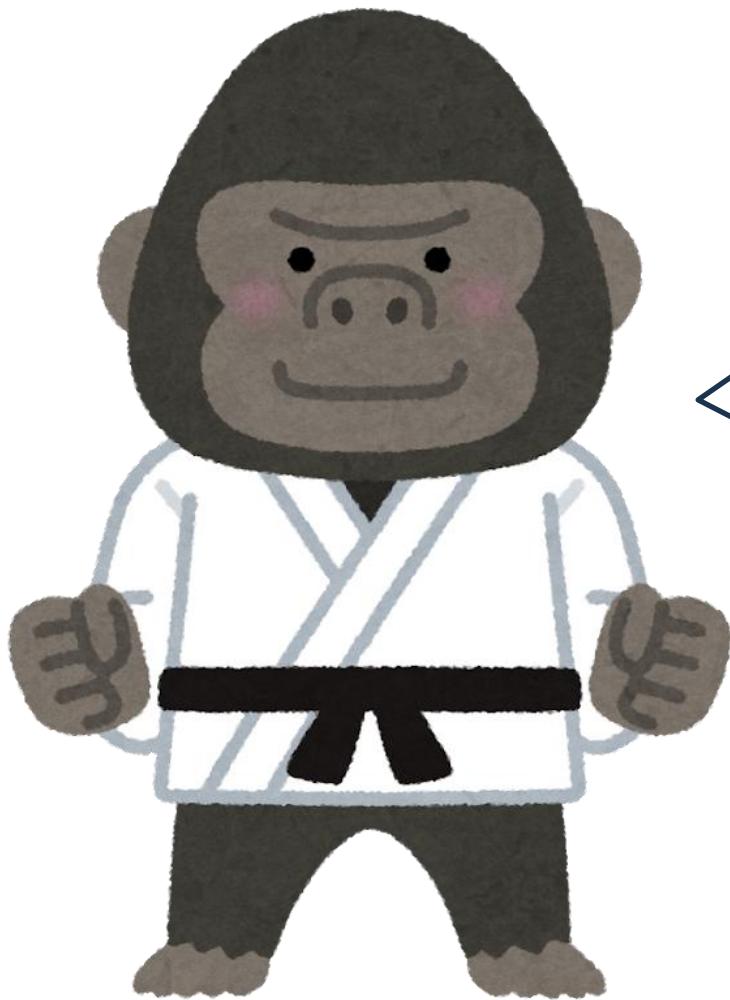
「被災」とは

一人ひとりの人権が危うくなること

復旧・復興・生活再建とは

一人ひとりの人権を回復すること

災害ケースマネジメントで もっとも大切なこと



大切なのは「**本質**」です。
生活再建こそが「**目的**」。
支援の技術は「**手段**」の
ひとつに過ぎません。
その基本こそ平時の備え。

制度と限界 法律実務家が感じた壁

東日本大震災と弁護士相談

◆陸前高田市の仮設住宅巡回訪問◆

アウトリーチ



ツール活用



よってたかって連携



難民支援協会、まあむたかた等と連携

まちづくり個別相談（気仙沼）

世帯ごとの個別相談



避難所での相談
(大船渡市)

アウトリーチ



写真出典：まあむたかた、野崎隆一氏₁₉

災害時の法律相談の機能



- 東日本大震災における岩手、仙台、福島、千葉、茨城、日弁東京三会の無料法律相談
- 情報分析結果として取りまとめた2012年10月までの約4万件が対象
- 1000件を抽出して紹介

東日本大震災無料法律相談事例集より

279 家を購入後3時間で家を流される。住宅ローンの支払いはどうなるのか。引渡し後3時間で転居前なので生活再建支援金の支給を拒否された(宮城県:H23. 5)

409 独身の兄と二人暮らしをしていたが、今回、兄が津波で溺死。兄の死亡に関し、災害弔慰金も義援金も支給されないのは不合理ではないか(岩手県:H23. 4)

743 精神的にぼろぼろ、体も頭もついていかない。眠れない。皆そう。避難指示で避難。その後の生活が読めないので転居もできない。とにかく生活費が必要。(福島県:H23. 4)

被災ローン減免制度



被災時のローン減免制度

被災ローン減免制度



住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除

災害救助法が適用された災害で住宅ローンなど個人のローン返済が難しくなった方は、条件を満たせば

ローンの減額や免除につながる被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）が使える可能性があります。

窓口は各地の弁護士会です。

諦めず、自己破産を検討する前に
ぜひ弁護士会にこの
制度のご相談をして下さい

大規模災害に被災された皆さんへ
(東日本大震災又は2015年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害に限られます)

自然災害の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により

住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

メリット1 手続支援を無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。
弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、など、特定資格手続の利用に関する費用は、債務者ご自身に負担していただくことになります。

メリット2 義援金等に加え財産の一部を手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

メリット3 個人信用情報として登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

立法事実で制度改善へ

日付	日弁連の提言	日付	実現した法律・制度
2011/4/22	東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な債務からの解放についての提言	2011/8/22	被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）
2011/5/19	東日本大震災復興支援緊急措置法骨子案（第1次案）	2011/11/14	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
2011/5/26	相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する意見書	2011/6/21	相続放棄等の熟慮期間の延長に関する特例法
2011/5/26	罹災都市借地借家臨時処理法の早期改正を求める意見書	2011/9/30	罹災都市借地借家臨時処理法不適用決定
2011/5/27	東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言	2013/9/25	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法成立／罹災都市借地借家臨時処理法の廃止
2011/6/23	災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を求める意見書	2012/3/23	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律
2011/7/29	被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書	2011/7/25	災害弔慰金支給等法改正（同一生計の兄弟姉妹も支給対象とした）
2012/2/16	福島の復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書	2011/8/23	災害弔慰金と被災者生活再建支援金の差押え禁止
2013/7/18	東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書	2012/6/21	原発事故子ども・被災者支援法成立
2014/3/19	復興事業用地の確保に係る特例措置を求める意見書	2013/12/4	原発事故による損害賠償請求権の消滅時効特例法成立
		2014/4/23	東日本大震災復興特別区域法改正

知られざる支援制度がたくさんあります
『被災者支援チェックリスト』を携行すれば十分



この被災者支援情報のチェックリスト集は、配布・贈写自由です。個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。

点線に沿つて切り取り、折りたたんで平時から携行を

被災者支援の制度は「ひさぽ」

永野海のHP

弁護士永野海のページ

プロフィール ひさぽ 講演依頼 津波避難 防災の旅

被災者支援カード

ひさぽ

被災者支援制度一覧表

ひさぽ

被災者支援情報さぽーとページ

ひさぽ

<https://naganokai.com/hisapo/>

災害救助法



第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- ~~6~~ ⁷ 被災した住宅の応急修理
- ~~7~~ ⁸ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ~~8~~ ⁹ 学用品の給与
- ~~9~~ ¹⁰ 埋葬
- ~~10~~ ¹¹ 前各号に規定するもののか、政令で定めるもの
(※遺体の処理、障害物の除去)

6号「福祉サービスの提供」

災害救助法による12の支援+1

福祉

災害救助・ 搜索・埋葬

被災者の救出

障害物の除去

遺体の搜索・処理

埋葬

衣食住への 支援

食品・水の供給

医療・助産

被服・寝具その他の
生活必需品の貸与

学用品の給与

住宅・お金 の支援

避難所の設置

応急修理

仮設住宅

生業資金の給与・貸
与？？？

菅野拓 大阪公立大学准教授による <構造的課題の整理>

- I 災害は、ある地域にたまにしか来ない社会課題（経験値乏しい）
- II 平時に民間が関与＝行政が慣れない財を供給する（混乱と不足）
- III 災害時の担い手のあるべき姿は「餅は餅屋の災害対応」





自治体の 災害財政 が わかる本

関西学院大学名誉教授
小西 砂千夫



きょうせい

総務省 地方財政審議会 会長
小西砂千夫（関学名誉教授）

これこそ備え！

第1章 災害のために財政担当者が 備えておくべきこと

- 当面の救援・救助等で財源を出し惜しみしない 12
- 財政担当職員の初動対応と危機管理 13

本書で述べるように、災害財政制度の基本は、救命、救援、救助から基本的な復旧の段階において、所要となる財源については、それが当然必要と判断されるものであれば、災害の規模が大きくなるほど財政支援の程度が大きくなるように設計されており、いわゆる自治体の持ち出し
が小さくなる。ガレキ処理などが典型であるが、最近では、災害の規模
が一定以上になると市町村の実質的な財政負担はほぼゼロに近くなる。

災害が起ったとき、市町村の財政課長は、先のエピソードに倣つて、市町村長に「お金のことは心配しないでください。市町村長から担当課に、救命、救援、救助の段階では、必要な事業であれば、お金の心配をしないで、現場の判断でどしどし執行してよろしい、財政課には事後報告でよい、そのための補正予算はできていると言ってやってください。」と囁くべきである。それができずして、財政課長の責務を果たしたことにはならない。



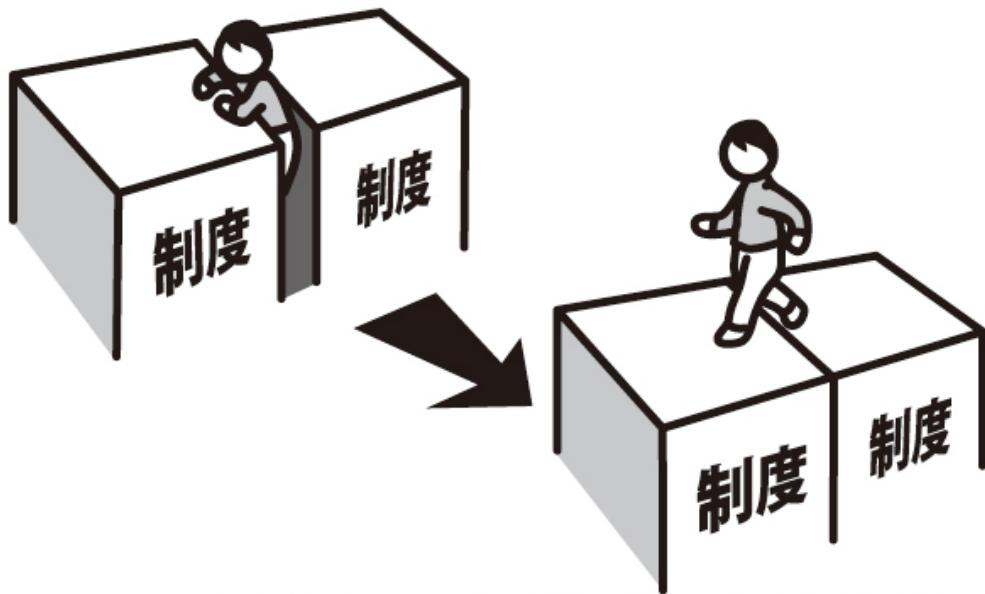
二人三脚の復興支援

しかし・・・
制度や仕組みだけで
被災者は救えるのか？



制度で解決を図れない理由

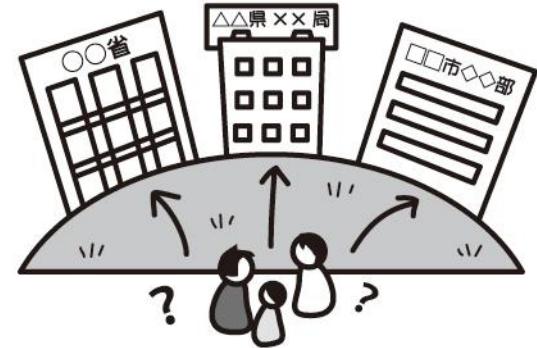
制度と制度にスキマがあると…



制度のスキマで救済されない被災者をなくす

災害制度の4つの弱点

- ① 制度がない
- ② 中身が悪い
- ③ 使い方が悪い
- ④ 無知



縦割り自体が苦難

■災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

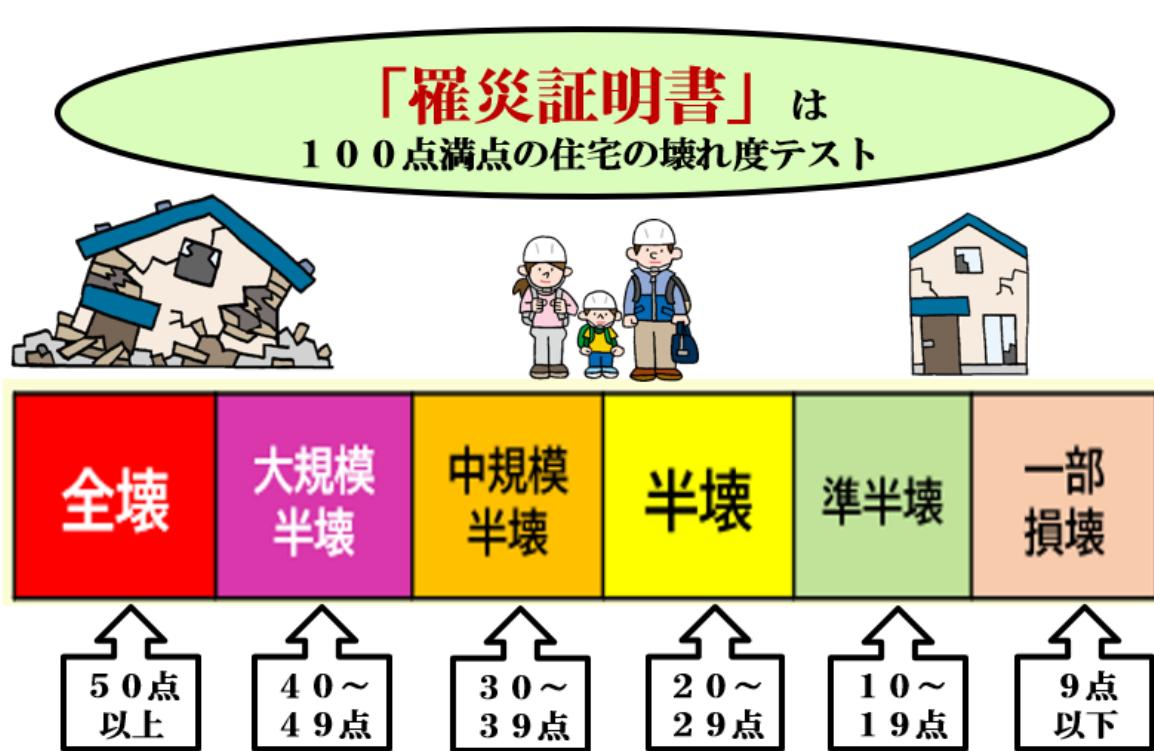
被害の程度	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害基準判定 (住家の <u>主要な構成要素の経済的被害</u> の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※ 罹災証明書の統一様式

(振込書込)

罹 灾 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
(追加記載事項欄)				
被災原因	地震	津波	による	
被災住家 ^① の所在地				
住家 ^② の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない(一部損壊)			
(追加記載事項欄)				
※住家とは、原則的に居住する場所の建築物として目的的に使用していること(以下、このように使用している建物のこと)。被災者の生活保護支援や災害被災者支援制度による被災者の扶助を受ける住家を指す場合も同様				
(追加記載事項欄)				
上記のとおり、相違ないことを証明します。				
年 月 日				
□□市町村長				



⑤ 面積率 率	屋根	主稼場	その他	計
		(1) 0.6	(2) 0.4	1.0
	床	(3) 0.6	(4) 0.4	1.0



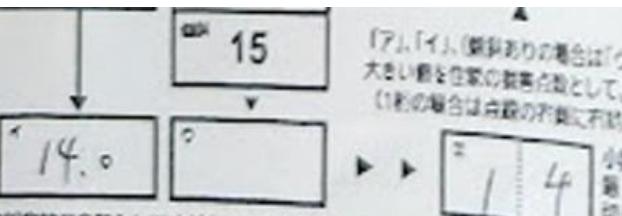
性 格 方 向 (15 点)	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		0	0	0	0	0	0	
高 度 I	0	0	1	1	1	2	2	計×(3)
程度 II	0	0	2	2	3	4	4	
程度 III	1	2	2	5	6	8	8	M
程度 IV	1	2	5	7	9	11	11	2.4
程度 V	2	3	6	9	12	15	15	滿/15点



		面接率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
15 床 数 算 出 率 の 10 点	相 被 害 者	0	0	0	0	0	0	0	6
	程 度 I	0	0	②	1	1	1	1	計×3
	程 度 II	0	1	1	2	2	3	M	3.6
	程 度 III	1	②	2	3	4	5		
	程 度 IV	②	2	3	5	6	8		
	程 度 V	1	2	②	6	8	10		点/10点



程度	損傷の例示	損傷程度
I	・柱脚コンクリートのひび割れが見られる。	10%
II	・アンカーボルトの伸びが見られる。 ・高力ボルトのすべりが見られる。	25%
III	・局部座屈による小さな変形が柱に見られる。	50%
IV	・局部座屈による中ぐらいの変形が柱に見られる。	75%
V	・局部座屈による大きな変形が柱に見られる。 ・接合部の破断が見られる。	100%



判定結果を記入してください。



地震被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票 <その2>

木造2次 3-1 地震動補助票1

⑦	外力筋	外壁基盤強度	接着基盤強度	直角基盤
15	柱	柱	柱	柱
16	梁	梁	梁	梁
17	天井	天井	天井	天井
18	床	床	床	床
19	窓	窓	窓	窓
20	ドア	ドア	ドア	ドア

筋	筋	主要筋	その他筋	計
柱	柱	(1) 0~1	(2) 0.9	1.0
梁	梁	(3) 0.5	(4) 0.5	1.0
天井	天井			
床	床			
窓	窓			
ドア	ドア			
床	床			

※1 地震動の強さによって、柱の強度が弱くなる場合があります。

度数	主要筋						計
	柱	梁	天井	床	窓	ドア	
Ⅰ	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ	1	2	2	3	4	M	0
Ⅳ	1	2	3	6	8	M	0
Ⅴ	1	2	5	9	11	M	0
Ⅵ	2	3	6	9	12	M	0
Ⅶ	5	12	12	12	12	M	1.0
Ⅷ	12	12	12	12	12	M	1.0
Ⅸ	12	12	12	12	12	M	1.0
Ⅹ	12	12	12	12	12	M	1.0
Ⅺ	12	12	12	12	12	M	1.0
Ⅻ	12	12	12	12	12	M	1.0
ⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ	5	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅪ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅫ	12	12	12	12	12	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ	0	0	0	0	0	0	0
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ	1	1	2	3	4	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ	1	2	3	6	8	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ	1	2	5	9	11	M	0.5
ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ	2	3	6	9	12	M	0.5
ⅩⅩ							

なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

令和6年5月
内閣府（防災担当）

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

災害に係る住家の被害認定基準運用指針

参考資料
(損傷程度の例示)



令和6年5月

内閣府（防災担当）

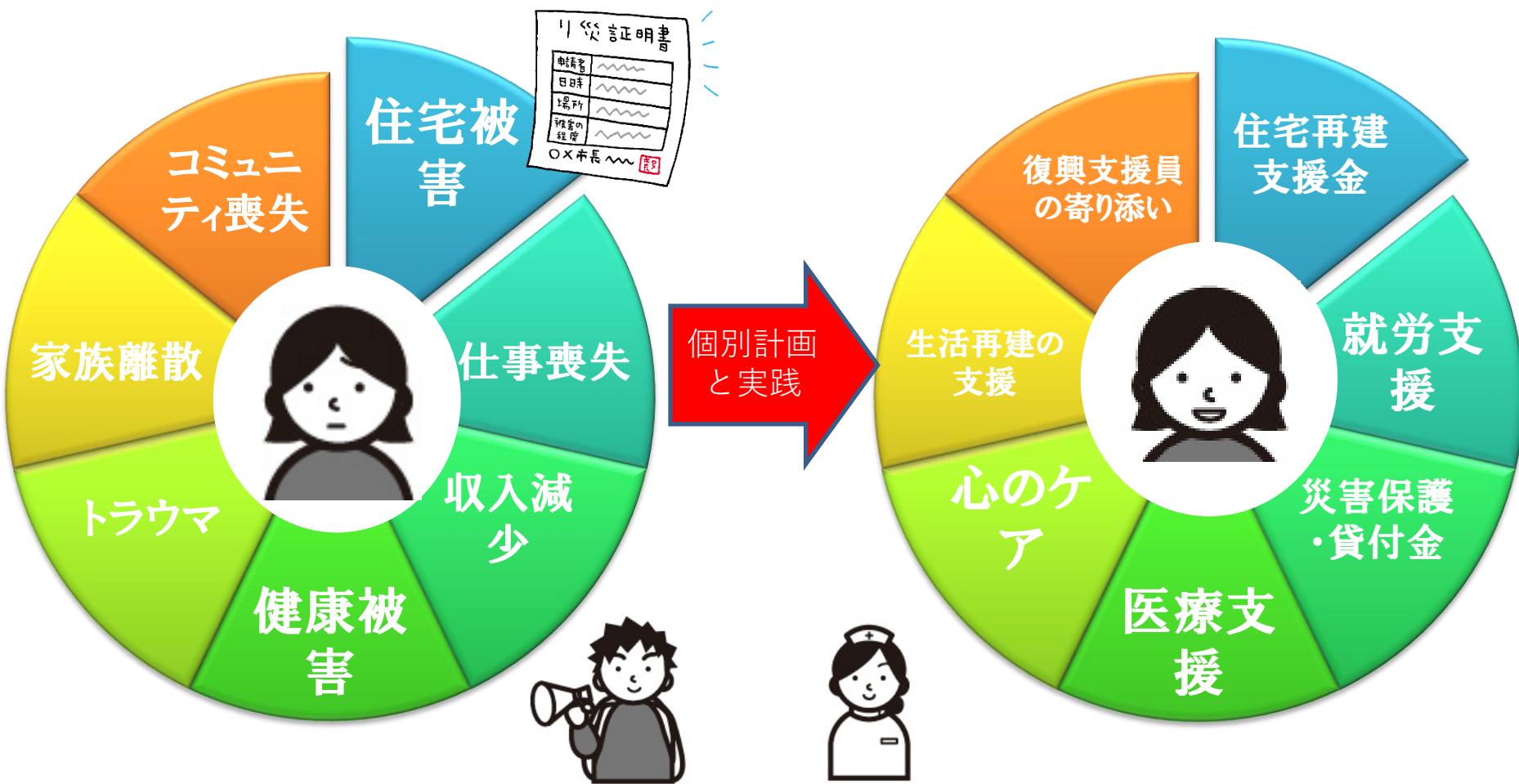
災害に係る住家被害認定業務

実施体制の手引き

令和6年5月
内閣府（防災担当）

「公平」「平等」「画一」という言葉はない

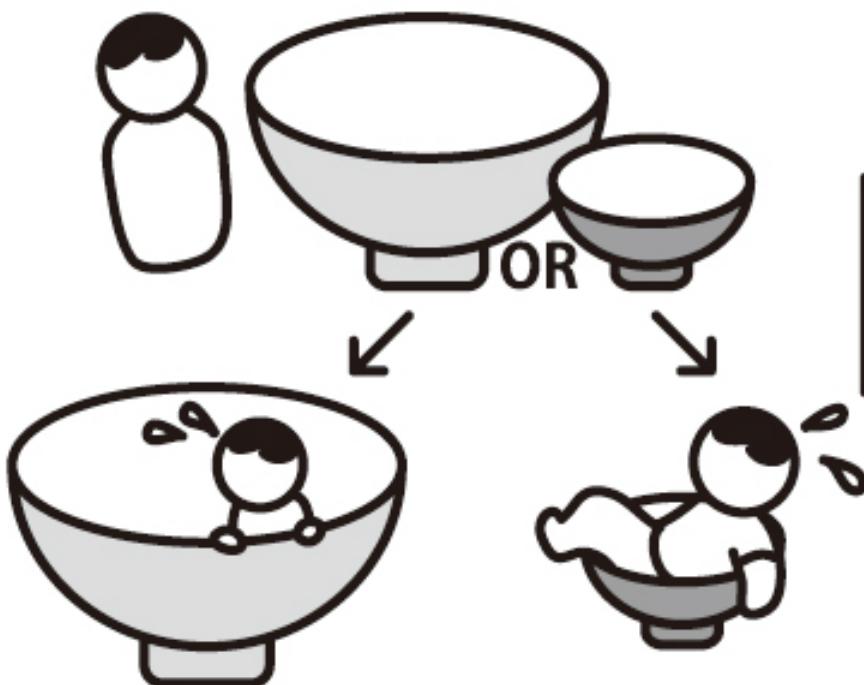
制度の限界を克服する



「り災証明一本主義」から「ありのままの被害」を注目へ

制度の限界を克服する

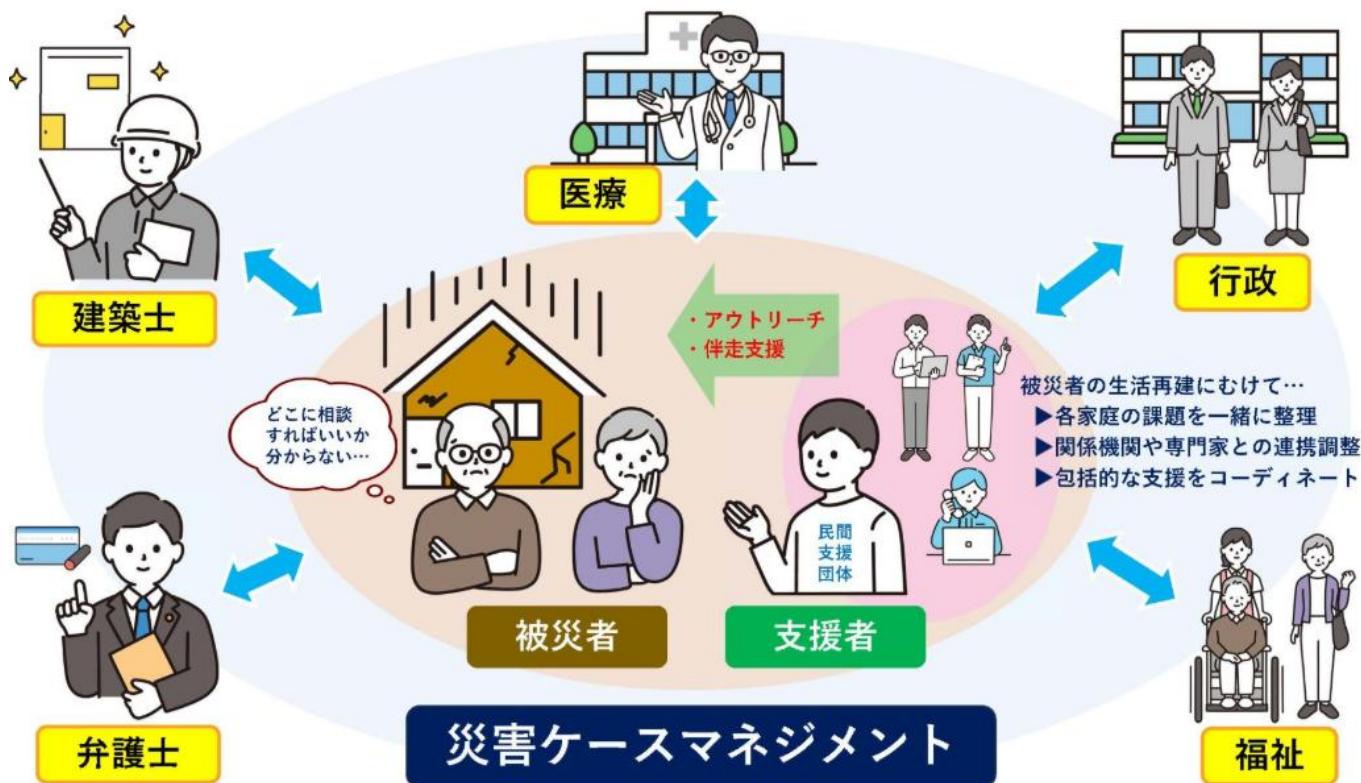
「器」に「人」を合わせると…



「一人ひとり」に合った
「器」を用意する



災害ケースマネジメント を具体的に考える



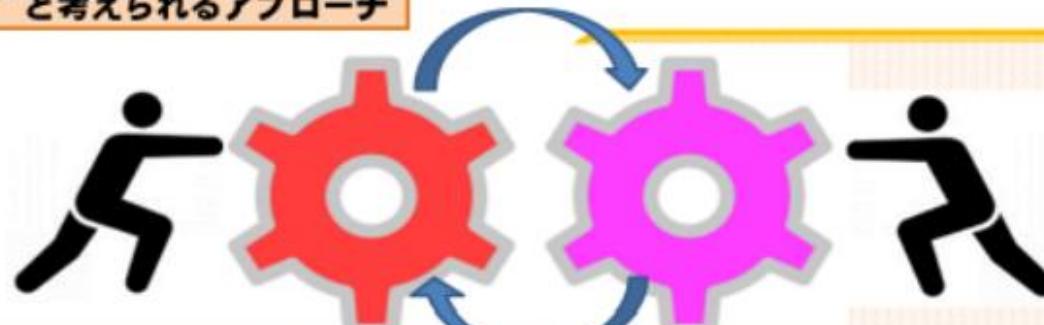
※特定非営利活動法人ワンファミリー仙台の作成他した図面を引用

課題解決型支援

伴走型支援

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 基礎として、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

石川県 危機管理監 殿
石川県 復興生活再建支援チーム長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

令和6年能登半島地震に係る災害ケースマネジメント等の
被災者に寄り添った支援の実施について（依頼）

被災者の自立・生活再建に当たっては、再建の意向等を十分に汲み取り、一人ひとりに寄り添った支援を継続的に行っていくことが重要であり、災害ケースマネジメントの取組が効果的です。下記に災害ケースマネジメントの取組を整理しておりますので、関係部局及び管内の市町村に周知いただき、市町村においては適切に被災者支援を実施していただくとともに、都道府県においては管内の市町村が万全の対応を行えるよう助言等をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等が期待されます。以下のとおり災害ケースマネジメントのポイントを整理するとともに、災害ケースマネジメントの実施の流れをお示しておりますので、「災害ケースマネジメント実施の手引き（以下「手引き」という。）」や各ガイドライン等と併せて、参考としていただき、地域の実情に応じた取組をお願いします。

本質は

**各項目の標題
記載のとおり**

1. 各部局が連携した体制の構築

災害ケースマネジメントは、被災者の生活の自立やすまいの再建を支援する

2. 被災者の状況把握

支援が必要な被災者に対して、必要な支援を漏れなく実施するためには、被災者の状況把握を行うことが重要です。状況の把握については、避難所の避難者名簿等の作成

3. 民間団体との連携

被災者の抱える多様な課題に対応するためには、当該課題に対応できる専門性を有した専門家や民間の団体との連携が重要です。社会福祉協議会や職能団体等の福祉関係者（見守り・相談、福祉的支援等）、弁護士（法律的相談や被災者支援制度の助言等）等の士業関係者、災

4. 継続的な支援の実施

5. 支援記録の作成等

被災者ごとに細密な状況 レコード

6. デジタル技術の活用

被災者の状況の把握や支援記

7. 被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業の活用について

令和6年能登半島地震においては、「令和6年能登半島地震による災害」が特定非営利法人の被災者の扶助扶助の促進等のための特別措置に関する法律

■災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組。

定義の字面に縛られないこと！

災害ケースマネジメント 実施の手引き



令和5年3月
内閣府（防災担当）

災害ケースマネジメント実施の手引き

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

令和5年3月 初版 発行

定義の言葉を四角四面に捉えない

「課題等の把握・解消」

- ・→ 伴走型支援が大事

「相談等により把握」

- ・→ 戸別訪問&現場主義

「専門的な能力をもつ関係者と連携」

- ・→ 家族やボラの「その人を支える強み」

「マネジメントする取組」

- ・→ 目的はマネジメントじゃなく生活再建

【災害ケースマネジメントの特徴】

◆ アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。

◆ 官民連携による被災者支援

被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。

◆ 被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものであることから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討（ケース会議）の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合せて総合的な支援を実施する。

◆ 支援の継続的な実施

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど~~寄り添った~~支援を実施する。



災害ケースマネジメント
実施の手引き

令和5年3月
内閣府（防災担当）



災害ケースマネジメントに関する取組事例集

令和4年3月

内閣府（防災担当）

発行 内閣府政策統括官（防災担当）付
避難生活担当参事官室

災害ケースマネジメントに関する取組

事例一覧

事例 1：仙台市（宮城県）

事例 2：盛岡市（岩手県）

事例 3：岩泉町（岩手県）

事例 4：鳥取県

事例 5：倉敷市

真備地区（岡山県）

事例 6：大洲市（愛媛県）

事例 7：厚真町（北海道）

事例 8：大町町（佐賀県）

鳥取県



個別訪問の様子



ケース会議



個別訪問の様子



専門家と支援内容について協議



復興支援隊 縁による屋根の修繕



復興支援隊 縁による屋根の修繕

特徴的な支援ケース① 近隣から孤立していたケース（70代男性）

- 災害前より自宅がゴミ屋敷となっていたことに加え、猫の多頭飼育が問題視され、近隣から孤立していた。地震の影響で雨漏りが続き、屋内の電線がショートしたまま放置されているなど、様々な課題が確認された。
- 雨漏りの修理に関しては、十分な資金がなかったため、震災復興活動支援センターと県の建築士が相談し、「復興支援補助金」を活用して確保。瓦工事業組合に「簡易修繕」を行ってもらった。また、「簡易修繕」で対応しきれなかった箇所については専門ボランティアが修理を行った。
- 生活資金に関しては十分ではない状況のため、町社協と連携して生活保護の申請を提案。猫の多頭飼育に関しては、動物保護対応に取り組むボランティア団体からの協力を得て、猫の不妊手術等を行った。
- 引き続き、地元社協による見守りが行われている。

- ・ その課題は災害のみによるものか？
- ・ その支援は災害支援活動によるものか？
- ・ その仕組みは災害用に構築したものか？

特徴的な支援ケース② 地域からの依頼が支援に結び付いたケース（80代女性）

- 地震被害と経年劣化があいまって、屋根の破損が深刻であり、屋根瓦が家の前の道路に落ちそうな状態が続いていた。当該道路は通学路であり、PTA や保護者から不安の声が上がっていた。
- この女性は、地域からは孤立しており、自治会にも入っていなかった。そのため自治会から市役所に相談の結果、市役所から震災復興活動支援センターにつなぐこととなった。
- 状況を聞き取った結果、亡くなった配偶者の借金問題もあり、修理費用を捻出できない上、本人は屋根の修繕の必要性を感じていなかった。何度も個別訪問する中で、徐々に関係性を築き、修理や借金の整理に着手した。
- 屋根の修繕に関しては、ボランティア団体に対応を依頼。借金に関しては、弁護士によって返済計画の確認等を行った。

- ・ それは行政でなければ、 できないか？
- ・ それはお金がなければ、 できないか？
- ・ それはその人自身に原因があったのか？

倉敷市



被災時の真備地区（自衛隊による救助活動）



見守り連絡員による個別訪問の様子



支え合いセンターでのミーティング風景



ボランティアによるニーズ聞き取りの様子



見守り連絡員による個別訪問の様子

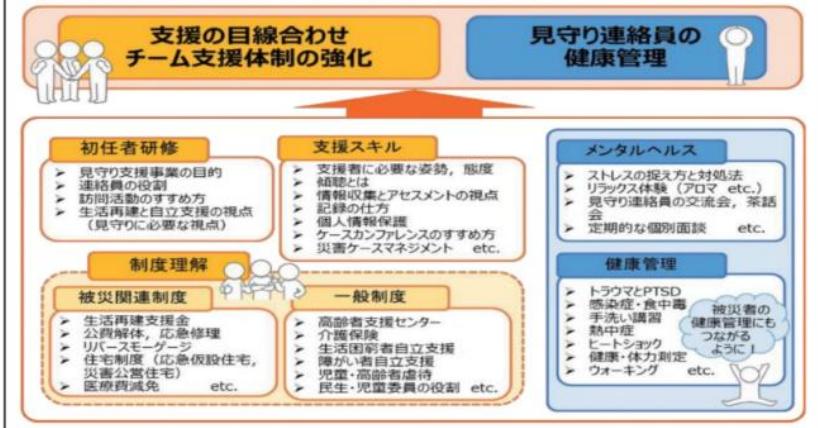


支え合いセンターの職員に向けたメンタルヘルス研修

（3）災害フェーズ・時系列ごとの取組内容



【研修が目指しているものと研修メニュー】



特徴的な支援ケース① 建設型応急住宅（3人世帯）

- 世帯主（トラック運転手）、妻（専業主婦）、次女（高校生）の3人世帯であり、被災当時は、アパート暮らしをしていた。被災後は、倉敷市内の建設型応急住宅で生活していた。
- 健康面については、世帯主には前立腺の疾患、妻は被災後うつ病の診断を受ける。次女は療育手帳のB（軽度）判定を受けていたが、更新をしていなかった。
- 世帯主は金銭トラブルがあり、世帯主及び妻の親族とも疎遠であった。
- 収入は世帯主の年金と次女のアルバイトの給料のみ。被災後、世帯主は失業し、困窮状態となったため、困窮等対応相談員が主体となり、当該被災世帯が抱えている課題を整理し、課題ごとに専門の団体・機関につなげた。まず、生活困窮者自立相談支援センターにつなぎ、就労支援を行った。また、妻の判断能力に不安があり、被災関係の手続きや金銭管理が難しいため、市社協が日常生活自立支援事業（市社協の通常事業の一つであり、障害者・高齢者向けの金銭管理事業）を通じて、家計支援に入った。加えて、消費者金融での借金や車のローンなどの負債があったため、弁護士が入り自己破産申請を行い、負債の整理を行った。
- また、妻のうつ病については障害対応相談員が心療内科へ同行とともに、相談支援事業所につなぎ、訪問看護を週1回、家事支援の福祉サービスを週1回利用することとなった。
- その後、市営住宅へ入居することになったが、その際には、「晴れの国たすけあいプロジェクト」に相談し、引越し支援を受けた。

孤立した被災者に寄り添うということ

大町町

特徴的な支援ケース① 60代男性（独居）

- 元々は生活保護の受給を検討していたが、申請が受理されず国民年金で生活をしていた。経済的余裕がない中、被災により壊れた住家の修繕を業者に依頼できず、一人で作業可能な範囲で修繕を進めていた。
- 住家は床上浸水被害であったが、被害認定が一部損壊だったこともあり、応急修理制度や被災者生活再建支援金の対象にもならず、制度上の支援がほとんどない中で、住まいの再建をせざるを得ない状況であった。
- 個別訪問を行った結果、住家の修繕に必要となる材料費が高騰している影響により、これが家計を圧迫し、食料の確保が難しくなっていることが明らかとなった。
- このため、グリーンコープ生活共同組合による食料品の支援、め組 JAPAN（NPO 法人 MAKE HAPPY）による建築材料の提供及び必要な電動工具の貸し出し支援を得ながら、定期的に個別訪問を実施し、状況把握に努めた。
- 住家の修繕も完了し、国民年金での生活も落ち着いてきたが、現在も、引き続き、見守り支援として、定期的な個別訪問を行っている。



被災時の大町町全景



NPO、行政職員による個別訪問



浸水の様子（大町町中島地区）



CSO 連携会議（初期）

孤立した被災者に寄り添うということ

盛岡市

特徴的な支援ケース① 陸前高田市Aさん 50代男

- 東日本大震災により父親が亡くなり、その1か月前には母親も亡くなっていた。
- Aさんは、沿岸部の陸前高田市から内陸の盛岡市に広域避難し、賃貸型応急住宅で暮らしていたが、震災前に発病したうつ病が悪化。
- 個別訪問により、復興支援センターの生活支援相談員がAさんと接触を図ろうとするが、Aさんはそれを拒否。やがて部屋はごみ屋敷と化す。
- しかし、それ以降も、根気強く生活支援相談員が何度も手紙を書き置きしていたことが功を奏し、Aさんは、ごみの片付けを決意。その後、災害公営住宅に入居することができた。
- 災害公営住宅では、月に一度、朝市やコーヒーカフェが開催されており、そこで、Aさんが趣味で入れていたコーヒーのおいしさが評判になり、現在は、コーヒーマスターとして活躍。将来は、誰かの役に立つ仕事につければと夢をふくらませている。



生活支援相談員による個別訪問の様子

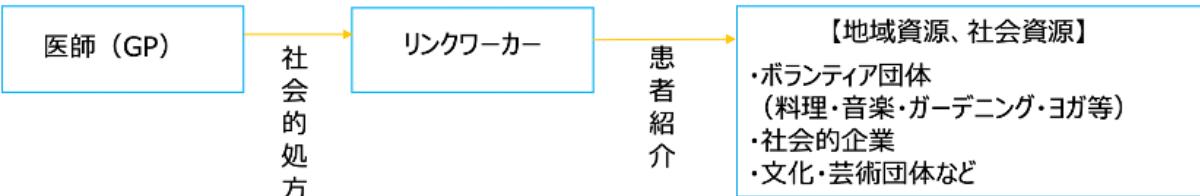


南青山アパート内に設置された「青山コミュニティ番屋」



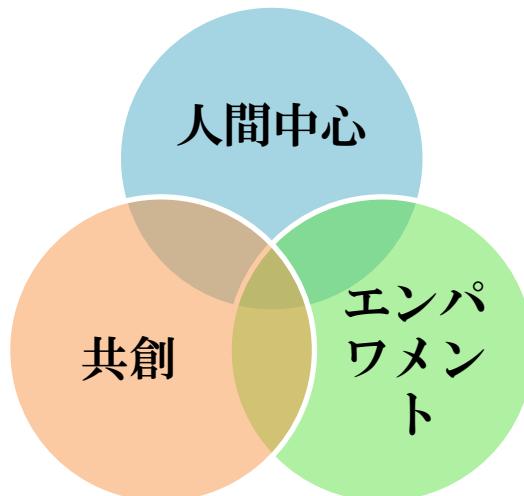
出身市町村ごとで実施したお茶会

社会的処方とリンクワーカー



社会的処方を実践する
中心となるのが
「リンクワーカー」。

イギリスでは彼らが、
患者さんの生活や
興味についてヒアリングし、
釣りや編み物サークルなどの
地域資源と
マッチングしてくれます。



一人ひとりが
孤立せず暮らす
には
「つながり」を
処方する
地域共生社会

災害により家庭内の課題が深刻化する

岩泉町

特徴的な支援ケース② 知的障害、家族問題など複数の課題を抱えるケース

- 知的障害があり、障害年金（1級）を受給している60代の女性。家族はいるが実質一人暮らしであった。夫は介護老人保健施設に入所しており、1人の息子は関東地方で独立して生活している。
- 平成28台風第10号により、自宅に加え、近くの義母宅も全壊。避難所での生活を経て、応急仮設住宅に入居した。しかし、応急仮設住宅に馴染めず、息子宅へ2年半ほど自主避難。その後、2019年10月に、義母と同居する形で新築の町営住宅に入居。
- しかし、2020年になって、夫の施設利用料の滞納が明らかになり、岩泉よりそい・みらいネットに相談に訪れた。
- 関係機関による調査の結果、息子が女性の名義で複数の借入れをし、返済できていないこと発覚。更に、女性が息子宅へ自主避難したことがきっかけで、息子が、女性の銀行口座のキャッシュカードを所持しており、女性の障害年金等を自由に引き出していることなどが分かり、これが夫の施設利用料の滞納の原因と分かった。
- このため、岩泉よりそい・みらいネットの相談員が女性を弁護士につなぎ、債務整理を行うとともに、日常生活自立支援事業の活用へつなげた。



蓑綿地区に散乱するがれきや牧草ロール



乙茂地区的冠水状況



修繕費が足らず、トイレがなくなったままの住宅



岩泉よりそい・みらいネット相談受付の様子

災害により家庭内の課題が深刻化する

大洲市

特例的な支援ケース① 建設型応急住宅（女性 80 歳）

- 平成 30 年 7 月豪雨により、要支援者となる 80 歳女性（以下「本人」という。）の自宅が半壊となつたため、修繕するには費用が掛かりすぎることから解体することとし、本人は建設型応急住宅に入居し、本人と同居していた亡夫の連れ子（女性）（以下「義娘」という。）は、知人宅に引っ越しした。
- その後、本人は災害公営住宅への入居を希望したものの、大洲市において、災害公営住宅へ入居するためには、保証人が原則 2 名、最低 1 名は必要となつた。義娘は、定期的に本人を訪問し、災害公営住宅への申し込みや説明会への参加を行つたものの、本人とは縁を切りたいので、「自分は保証人になるつもりはない」と支え合いセンターに相談があつた。また、市内に住む本人の姉や隣の市に住む妹にも保証人を依頼したが、断られた。
- 支え合いセンターの職員は、本人に対して施設入居も勧めたが、強い拒否があつた。民間保証サービスを利用しての一般の賃貸住宅では、年金収入に見合う物件は見つからなかつた。
- このため、2021 年 7 月～9 月の連携会議で対応を協議し、市の都市整備課において、NPO 法人「ささえる」（愛媛県松山市）による身元保証サービスを利用できないか検討してもらった。課内で検討した結果、連帯保証人猶予願いに、親族全員に保証人を断られた旨を記入し、本人の出生から現在までの戸籍謄本と NPO 法人と交わした書類の写しを添付することで、災害公営住宅の入居を受け付けてもらえることになった。
- 後日、NPO 法人ささえるとの契約の場に義娘、支え合いセンター職員も同席し、無事に契約が交わされた。担当課にも必要書類が提出され、災害公営住宅に入居することができた。建設型応急住宅から災害公営住宅への引越しは、カリタスジャパン（緊急災害や戦災からの復興、貧困の撲滅、人権、教育、保健衛生などの支援を行う国際 NGO ）による引越し支援制度を利用して行った。

「行政が寄り添う」という災害ケースマネジメント

厚真町

特徴的な支援ケース①

- 既存の住まいの再建に利用できる制度が少なく、現行の支援制度では解決できない課題に対し、半壊・大規模半壊家屋の解体費補助、一部損壊以上の家屋等の解体費の補助、半壊家屋解体費貸付事業など、町独自制度を新設し対応した。
- また、持ち家住宅建築促進支援助成金、厚真町住宅リフォーム補助、厚真町住宅再建融資利子助成、厚真町リバースモーゲージ利子助成等により、住まいの再建を推進した。また、既存住宅耐震改修事業、空き家活用事業補助金、飲用井戸水等給水施設整備事業補助金等の既存制度を活用するためにこれらの制度を拡充し、周知に努めた。また、一部の制度の財源としてふるさと納税の活用も行った。
- こうした取組により、支援制度のメニューが増え複雑化してきたため、個別相談対応を行うことと併せて、「生活再建に向けたガイドブック」を策定し、支援制度の普及・啓発に努め、これらの制度の活用を促進した。

特徴的な支援ケース②

- 住まい再建相談会や住まい再建サポートチーム、LSA に寄せられた相談の中には、家屋そのものではなく、宅地被害に関する相談も一定数あったが、宅地に関する公的支援制度が存在しなかつたため、解決策を提示できなかつた。
- このため、熊本県や札幌市の取組を参考にして、町独自に住宅復旧支援事業補助金を実施。住宅基礎の傾斜修理工事や地盤改良工事に係る費用の一部を助成し、住まいの再建を進めた。

「行政が寄り添う」という災害ケースマネジメント

厚真町

- 既存の被災者支援制度だけでは対応しきれない世帯が多かったため、被災者の支援ニーズに合わせて町独自の支援制度を実施した。
- また、被災者支援に直接関係のない制度であっても、既存の町独自制度で活用できそうなものに関しては、活用可能な支援制度として周知した。

厚真町が今回創設した主な独自支援制度	
制度名	内容
半壊・大規模半壊家屋の解体費補助	<ul style="list-style-type: none"> 半壊又は大規模半壊の家屋等の解体に要した費用の一部を補助 補助額：対象工事費の3分の2以内
一部損壊以上の家屋等の解体費補助	<ul style="list-style-type: none"> 一部損壊以上の家屋等の解体に要した費用の一部を補助 補助額：対象工事費の2分の1 (上限額：)
半壊家屋解体費貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 半壊又は大規模半壊の家屋について 請者に、補助残額に充てる資金を貸付 貸付額：解体費用の3分の1から
持ち家住宅建築促進支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が町内で住宅を新築する際に 補助額：上限 120 万円
厚真町住宅リフォーム補助	<ul style="list-style-type: none"> 半壊又は一部損壊の家屋の復旧工事に 補助額：対象工事費から 30 万円以内の 制度を活用した場合は、その額を
	<p>厚真町住宅復旧支援事業 補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅基礎の傾斜修理工事や地盤改良工事に係る費用の一部を助成 補助額：対象工事費から 50 万円を控除した額の2分の1かつ上限額 300 万円 <p>厚真町住宅再建融資利子助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者が町内で住宅を新築又は購入する際に、金融機関等から融資を受けた 借入金に係る利子の一部を助成 助成額：借入額×利率×80% ※利率は上限あり、上限額 100 万円 <p>厚真町リバースモーゲージ利子助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者が町内で住宅を新築又は購入する際に、災害復興住宅融資（高齢者 向け返済特例）等のリバースモーゲージ型融資を受けた借入金に係る利子の一部を助成 助成額：借入額×利率×80%×20 年 ※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利率、上限額 100 万円



浄水場（富里地区）の被害状況



福祉施設（本郷地区）の被害状況



LSAによる個別訪問の様子

活用された既存の厚真町の独自支援制度	
制度名	内容
既存住宅耐震改修事業	<ul style="list-style-type: none"> 1981年5月31日以前に着工された住宅等、現行の耐震基準に適さない住宅耐震改修工事費の一部を助成
空き家活用事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンクに登録された住宅の、定住目的での改修等に係る経費の一部を助成
飲用井戸水等給水施設整備事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を助成

民間発信の災害ケースマネジメント

YNF

Home For those affected by the disaster
～被災された皆様へ～

Profile
法人概要

About Us
私たちの活動

Declaration

HOME / Declaration

特定非営利活動法人YNFは災害ケースマネジメント宣言に賛同し、行動していきます。

災害ケースマネジメント宣言

【定義】
災害ケースマネジメントとは、
災害時に被災者の生活再建支援活動
を行うため、被災者支援策を組み合わせて
実施する活動です。

愛媛版 市町地域支え合いセンター 運営ガイドライン

センター開設～支え合い活動開始～生活再建支援活動



社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会



ヒラエス
HIRAETH
-301 Project-

Hiraeth Disaster Case MADE ij ment

ヒラエス災害ケースまでいじメント

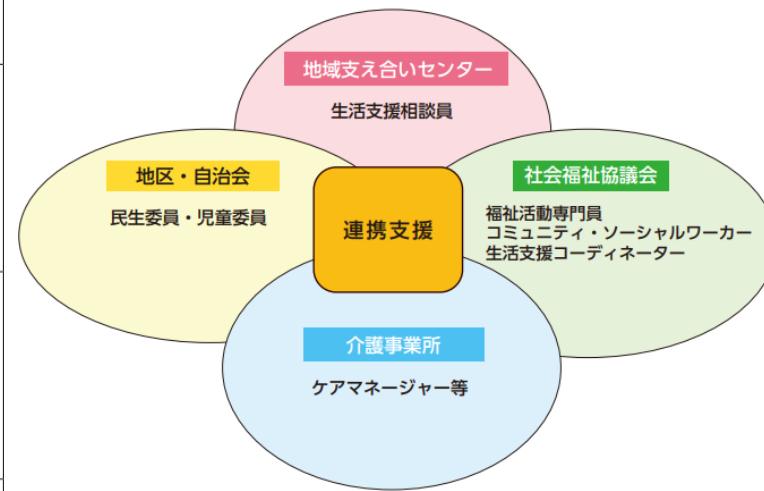
ヒラエス活動報告書
2023 - 2024



災害発生からのフェーズの変化・社協としての支援活動

	第1期 発災直後	第2期 避難所生活	第3期 仮設住宅生活	第4期 住まい移行期 災害公営住宅	第5期 住まいの定着期 生活再建
被災者の場所	避難所 自宅・避難先	避難所 福祉避難所 自宅・避難先	応急仮設住宅 ・建設型 ・みなし型 ・公営住宅 自宅・避難先	応急仮設住宅 ・建設型 ・みなし型 ・公営住宅 自宅・避難先 災害公営住宅	災害公営住宅 自宅(復旧)
支援テーマ	生命の確保 安全の確保	避難所対応 住居の確保	住宅再建 生活再建	新居への移転 コミュニティ対応	社協の 通常活動による支援
社協の対応	災害ボランティアセンター ボランティアの活動をコーディネート				
主な支援内容	避難所世話 物資支援 (食料・水) 炊き出し 災害ボランティア (泥だし・片付け等)	避難所から自宅へ 仮設住宅への引越し 要支援者の把握 情報共有	個別支援 応急仮設入居者訪問 在宅被災者訪問 被災者見守り 情報提供・相談・繋ぎ	新生活場所でのコミュニティ 災害公営住宅への入居 自宅への帰還	地域支援 サロン・交流事業・地域マップ・自治会支援・関係機関との情報共有

名称	役割	人数	専兼	備考
センター長	・被災者見守り・相談支援事業、及び地域支え合いセンター運営の総括	1名	兼任	兼任。市町社協の地域福祉課長などが担う。
副センター長	・被災者見守り・相談支援事業の進捗管理 ・地域支え合いセンター事業の予算管理 ・他機関との連携、連絡調整	1名 又 2名	兼任	兼任。市町社協の地域福祉係長などが担う。
管理者	・地域支え合いセンターの管理運営 ・被災者からの相談対応、情報提供 ・協力機関、団体との連絡調整 ・災害ボランティアニーズへの対応	1名	専従	副センター長がこの役割を担うことも可能。その際には、特に生活支援相談員とのコミュニケーションを図ること。
コーディネーター	・被災世帯の状況把握と整理分析 ・被災者支援活動の課題と進め方検討 ・生活支援相談員のサポート ・連携会議などでの報告と情報共有	1名 又 2名	専従	社協の既存職員が兼任で担うこともできる。その時は、負担となりすぎないよ
生活支援相談員	・応急仮設住宅などへの巡回訪問 ・被災者見守り、安否確認、情報連絡 ・アセスメントと個別支援計画の作成 ・集会所などでの被災者対象サロン	2名以上	専従	<p>【初回訪問時のポイント】</p> <p>①まずは、突然訪問した いケースもあります 書きの一言メモを添え ②どこから来たのか、何</p>



【初回訪問時のポイント】

- ①まずは、突然訪問したことへのお詫びと、気持ちのこもった挨拶をします。玄関を開けてもらえないケースもありますので、ポスティングできる配布物をポストに入れて帰るようにしましょう。手書きの一言メモを添えるのも良いでしょう。
 - ②どこから来たのか、何のために来たのか、自分が誰なのかを誠実に伝えます。いつ、どこへ、何を、どのように、誰のために、いつまで支援活動をするのか、わかりやすく説明できる準備と、そのことが書かれたパンフレットや、簡単なカードのようなものを準備しましょう。
 - ③支援物資がある場合は、渡します。
 - ④相手の方が時間的に大丈夫そうであれば話しを続けます。
 - ⑤一人が話していろいろお聞きし、もう一人はそれを聞き取ってメモしていきます。場合によっては、メモを取らせていただいても良いですかと尋ねます。初回訪問質問シートに基づいた内容を聞いていきますが、シートに直接記入するのではなく、メモを取って、センターに帰ってからシートに記入します。メモはできるだけ見せないようにし、質問役は、一度にたくさんのことを見かねないようにします。
 - ⑥世帯主でないと分からぬという世帯には、無理に聞かずに出直します。
 - ⑦同居家族がいる場合は、お子さんや高齢者などの様子を気にしましょう。
 - ⑧玄関カメラがある家も多いので、玄関口での振る舞いは気を付けましょう。



コーチング・スキル を身に付ける



「コーチング」 = 対話を通じて新たな思考を生み出すこと

相手の中の答えを引き出す

目標をとことん話す

かたまりをほぐす

人生の新しい切り口を与える

簡単な質問から始める

物語をつくる

自分の気持ちを話す

数値化する

沈黙を活用する

役割を交換する

リクエストを聞く

失敗する権利を与える

「不満」を「提案」に変える

オリジナルのチェックリスト

災害ケースマネジメントのポイント ～5つのポイント～

①一人ひとりのリアルを把握する（世帯じゃない）

②アウトリーチ（申請主義の克服）

③支援の総合化・計画化（オーダーメイド）



④官民連携（よってたかって／餅は餅屋）

⑤目的を見誤らない（生活再建を図るためにある）

ポイント1

一人ひとり（≠被災世帯）のリアルを把握する

被災者生活再建支援法
や福祉は「世帯」単位



取り残される一人ひとりの被災者≡孤立・孤独





被災者支援はアウトリーチでこそ

2020年1月19日 2:00 [有料会員限定記事]



地震で風呂などが壊れながら8年間、損壊した自宅で暮らした横江さん(右)と、支援し続ける伊藤さん(宮城県女川町)

宮城県女川町の横江義行さん（65）は、東日本大震災の大津波を生き延びながら、8年後の昨年3月27日、災害公営住宅に入居するまで家の湯船につかることはなかった（中略）

「被災者に『大丈夫ですか』と聞いても『大丈夫じゃない、助けてくれ』と言わない。『どんな被害がありましたか』と尋ねるのが基本」と伊藤さんは言う。

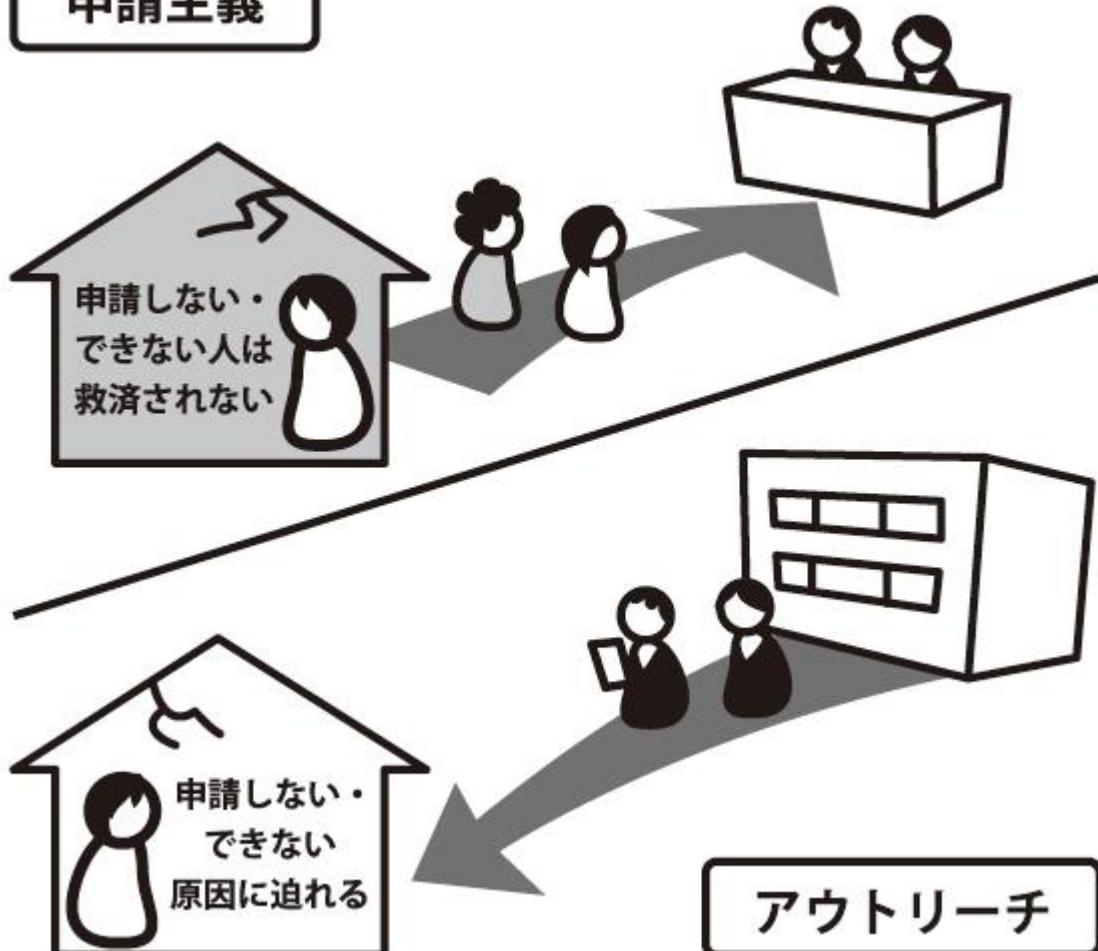
（日経2020/1/19 小林隆記者）

日経新聞より／「大丈夫ですか？」じゃなくて「あなたの被害は？」

ポイント2

アウトリーチ (申請主義を克服)

申請主義



アウトリーチ

伴走型 支援





2020.10.07

正井禮子(まさいれいこ)

NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ

ご自身の活動の中で、一番のエピソード（うまくいったことや、いかなかつたことも）という事例をひとつあげてください。

1995年に、震災後に女性限定の語り合いの会を開催した際に、一人の女性が赤ちゃんを抱いて参加されました。彼女はシングルマザーで、買い物等に不便な地域にある仮設住宅で暮らしているため、近くに住んでいる男性が彼女の分もいつも買い物をしてくれていたそうです。ある晩、日頃のお礼にと彼を食事に招いたところ、性暴力被害にあい、とてもくやしかったと話しておられました。「すぐに警察に届けたの？」と別の参加者が聞くと「そこでしか生きていけない時に、誰にそれを語れと言うんですか」と涙をこぼされていました。私は何も言えなかった。そのことがとても心に残って、翌年「私たちは性暴力を許さない」という集会を開催したのですが、その際、一部のマスコミからは、ひどいバッシングを受けました。彼女との出会いが今も、私の活動を支えています。

「声なき声を聴く！」

寄り添い（伴走）



我慢

諦め

沈黙

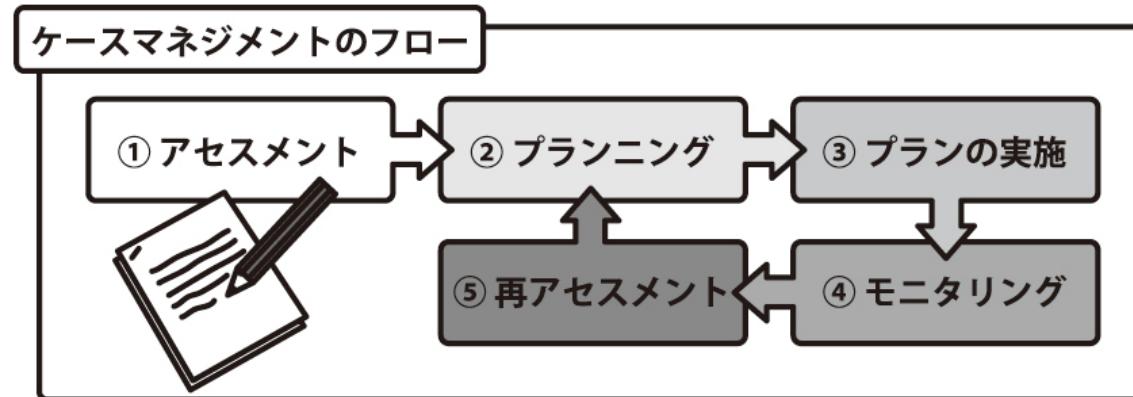
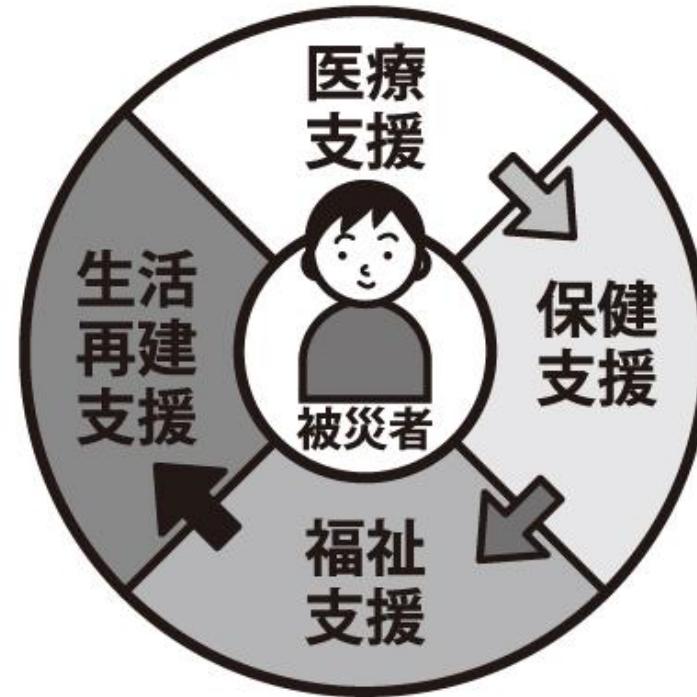
不知

眞実



ポイント3

支援の総合化・計画化



災害ケースマネジメントのケース会議

災害ケースマネジメントケース会議

- ・被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な方策や支援の方向性について、行政と関係機関が連携して検討を行う会議。



ケース会議を活用して、専門性を活かしながら対応する。

宇和島市での災害ケースマネジメント



被災者生活再建力ード



※ひざぽのサイトでダウンロードできます

避難所  数日から数ヶ月の利用(無料)	ボランティア専門家支援  片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理制度  <2025基準> 半壊以上 73万9000円 準半壊 35万8000円	被災者生活再建支援金基礎支援金  全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済  火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	?
仮設住宅  原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金  家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の独自支援  追加支援・補助等 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災弔慰害金  家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給	災害援護資金貸付  1ヶ月以上の負傷 家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付	雑損控除(災害減免法)  建物・家財・車・墓地などの損害の確定申告によって税金が減免される
公費解体  原則全壊が対象。 特定非常災害等なら 半壊以上の建物を 無料で解体・撤去	被災者生活再建支援金加算支援金  建設・購入 200万 修理 100万 民間賃借 50万 *中規模半壊は上の各半額	被災ローン減免制度  住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバースモーゲージ<高齢者返済特例>  60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけでOK	災害復興住宅融資(建設・購入・補修)  建設・購入資金は半壊以上、補修は一部損壊以上が融資の条件	災害公営住宅  収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり



永野海さんのカードの作成のきっかけになったSさんのケース

東日本大震災から8年が過ぎてなお、津波や地震で損壊した自宅での生活を強いられる被災者は少なくない。仙台市青葉区中山で暮らす無職Sさん（67）の自宅を訪ねた。

築45年の木造2階。激しい揺れで2階の複数の柱に深い割れ目が入り、1階の天井のはりはずれたままだ。市の修繕状況調査には「一部修繕済み」と答えた。

震災で2階のコンクリート敷きのベランダがずれ落ち、屋根が引っ張られてゆがみ、1階のサッシは開閉できなくなつた。

屋根の張り替え、玄関の修理など補修代金は約800万円に上った。25年勤めた会社の退職金や火災保険の見舞金を充てたものの、直し切れなかつた。

市の目視による損壊判定は「半壊」。異議を申し立てたが、2度目の判定でも覆らず「津波の被害でもっとひどい人がいる」と言われた。公的な支援は応急修理制度（52万円）と義援金（5.4万円）だけだつた。

生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。Sさんは知らなかつた。

「仕事が忙しく、誰に相談すればいいか分からなかつた。知つていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。

1人暮らし。震災後、過労や人間関係の悩みでうつ病を発症した。退職金は自宅修繕で使い果たし、年金で暮らしをつなぐ。Sさんは悲痛な思いで訴える。

「時間がたつほど追い詰められる。どうすればいいか分からず困っている人は他にもいるのではないか」

（河北新報 2019年4月20日付より引用

石巻総局・氏家清志記者の記事）

コラム15: 「被災者生活再建カード」の研修での活用

- 「被災者生活再建カード」は、被災者が利用できる支援制度を整理し、わかりやすくまとめたものである。弁護士の永野海氏が作成し、HP（<http://naganokai.com/>）で公表されており、被災者は自由に活用できる。
- 被災者生活再建カードは、被災者が生活を再建するために必要な支援制度を具体的に検討するためのツールとして作成されており、支援制度の学習にも活用できるものである。HP上で公表されている「ライフスタイル・住まいカード」とカードを並べるための台紙を併せて活用することで、個々の被災者の状況に合わせた支援制度の活用を検討することができる。
- 支援制度について、被災者の理解の促進を進めるとともに支援側の理解を促進することが重要であるが、被災者生活再建カードをつかったワークショップ等も開催されており、平時から災害ケースマネジメント関係者の研修にも活用できるものである。

カードを使って上手に生活再建！					
-あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを通して、食べて美味しいよ！					
-白紙のカードには、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう					
災害直後	避難所	ボランティア専門家支援	応急修理制度	被災者生活再建支援金基礎支援金	火災（地震）保険・共済
	数か月後	仮設住宅	義援金	自治体の独自支援	災弔慰金
その後	公費解体	被災者生活再建支援金加算支援金	被災ローン減免制度	リバースモーニング	災害復興融資（建設・購入・修理）
					災害公営住宅

出典：<http://naganokai.com/>





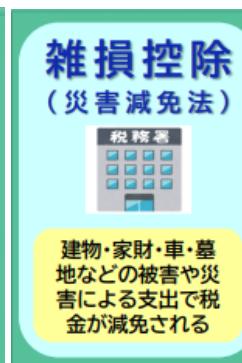
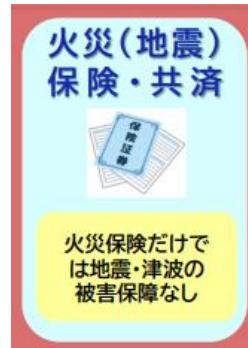
私は67歳。全財産は800万円。自宅は半壊でした。
年金一人暮らしで、被災後はうつ状態。不安です。



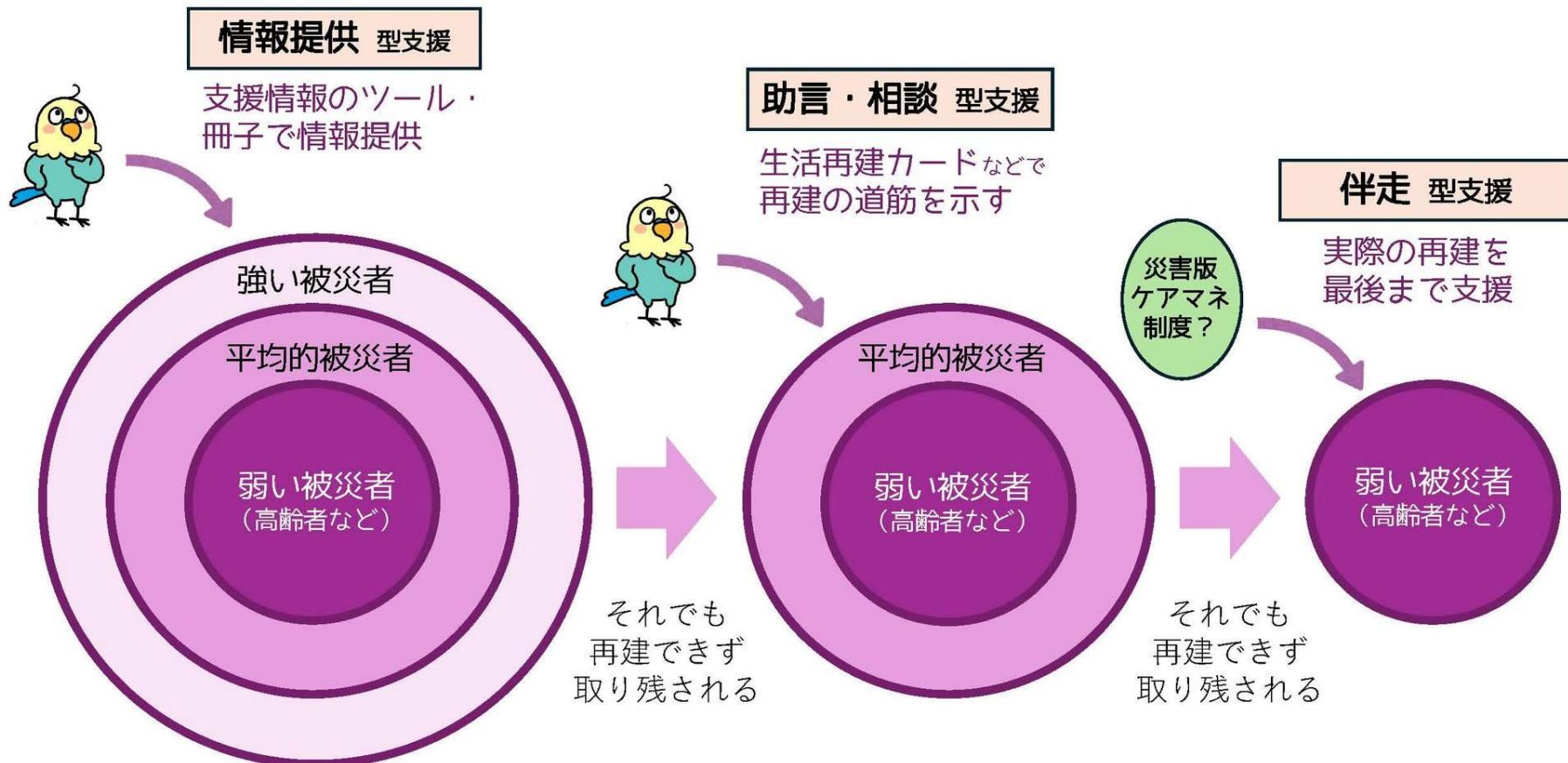
共通して使うカード

方針

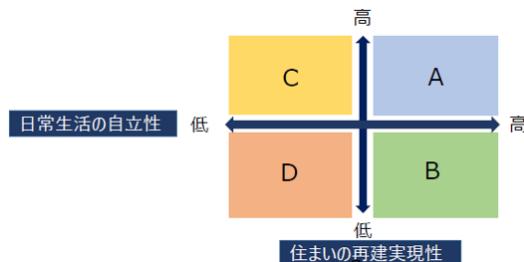
生活再建のために使うカード



専門士業からみた災害ケースマネジメントと課題



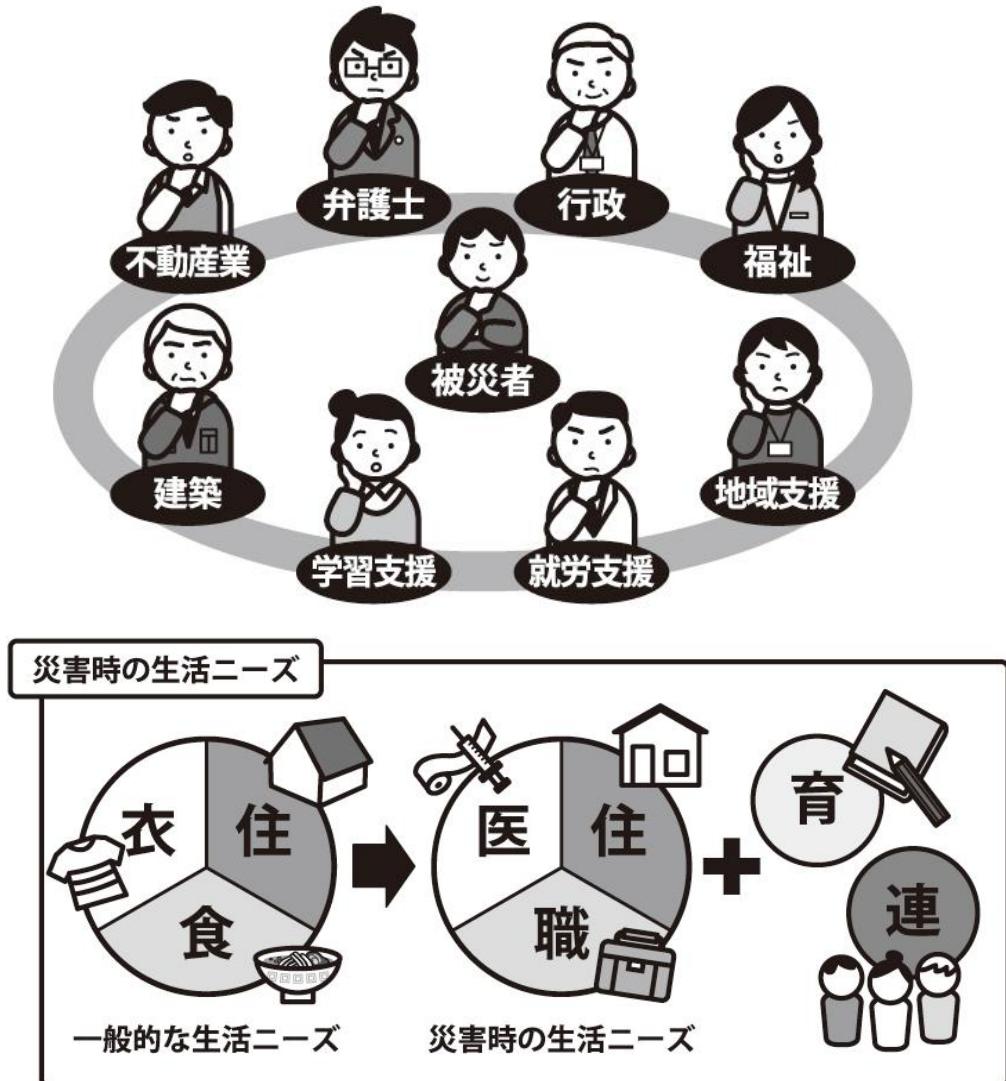
資料提供：永野海弁護士



仙台市：生活再建支援加速プログラムより

ポイント4

連携 (よってたかって／餅は餅屋)



連携は難しい・・・のかな？

DCMの連携には目的がある。
連携それ自体は手段に過ぎない。



誰のための連携か？

役所の内部の連携

○○と△△の連携

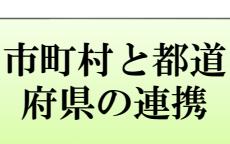
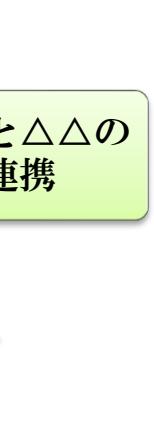
市町村と都道府県の連携

地域と家庭の連携

行政と外部の連携

ボラや社協や士業の連携

民間団体同士の連携



令和6年能登半島地震対策検証報告書

～発災後概ね3か月における石川県の初動対応の検証～

【人的支援チームが十分に機能せず】

石川県の受援計画では、人的支援チームを編成し必要に応じて被災市に行なうことが明記されていた。しかし、今回の能登半島地震で設置された人的や体制が明確ではなく、応援団体が臨機応変に対応する中で、派遣先の偏りなど、十分な役割を果たすことができなかった。

【石川県と被災市町のコミュニケーション、主に災害対策本部の運営に溝】

能登半島地震では、県現地対策本部が設置されなかったが、石川県庁に災害対策本部員会議はオンラインで開催され、被災市・町長もリモートで参

表 4-1 石川県職員の市町への職員派遣に対する、主な意見

- ・県リエゾンは指示がなければ動かず、何をしているのか分からなかった。(被災市町)
- ・相談しても「市町の仕事」との返事が多く、県で何ができるかを検討してほしかった。(被災市町)
- ・石川県職員の支援の姿が見えない。(関係機関)
- ・次長級が派遣されたことで、県への要望が伝わりやすくなった。(被災市町)

石川県庁の初動3か月の検証

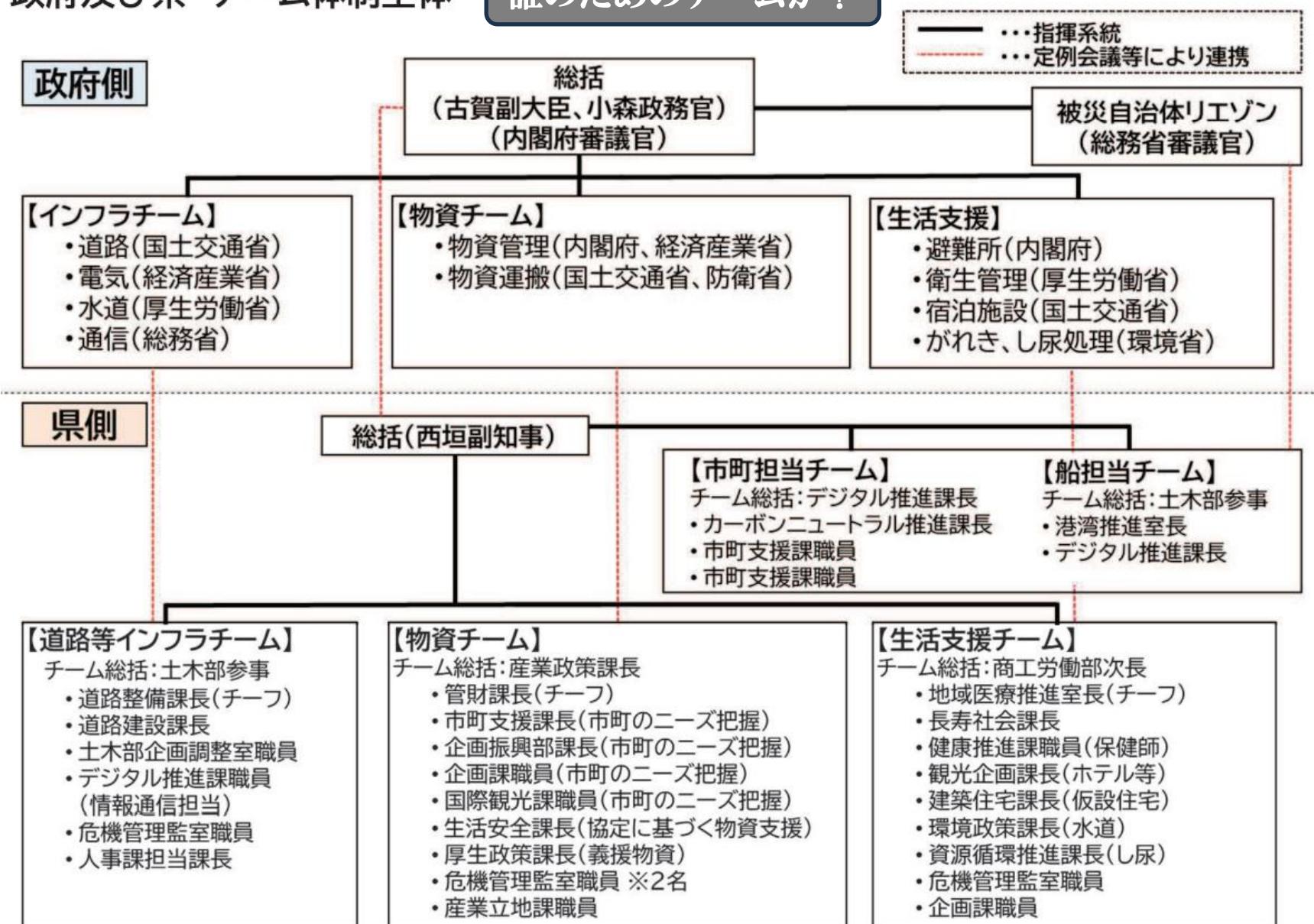
課題

○ 災害支援NPO等の活動の把握・連携

- ・平時における全国的な災害支援NPO等との連携体制が不十分
- ・災害時には、自主的に被災地入りする災害支援NPO等も多く、行政はその活動の把握が困難であり、双方の情報共有が不十分
- ・被災者支援に関し、県担当部局が多岐にわたる中、県庁内での連携が限定的だった

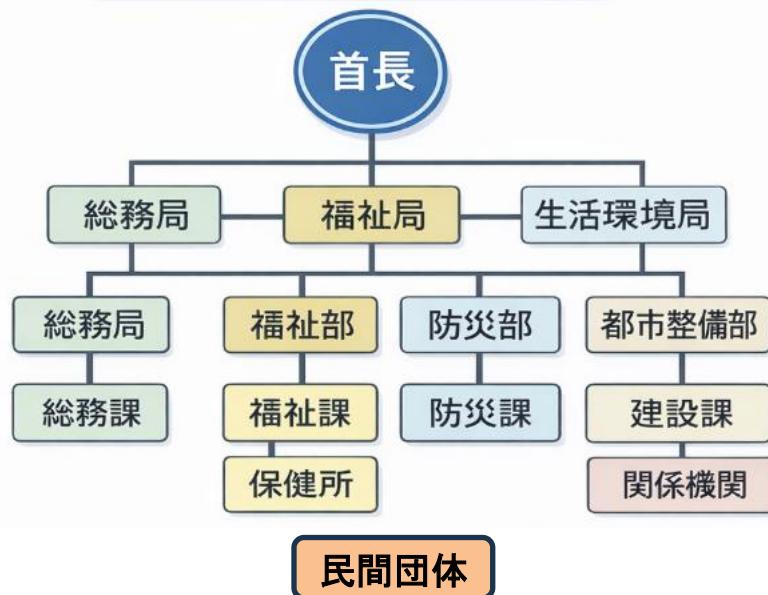
政府及び県 チーム体制全体

誰のためのチームか？

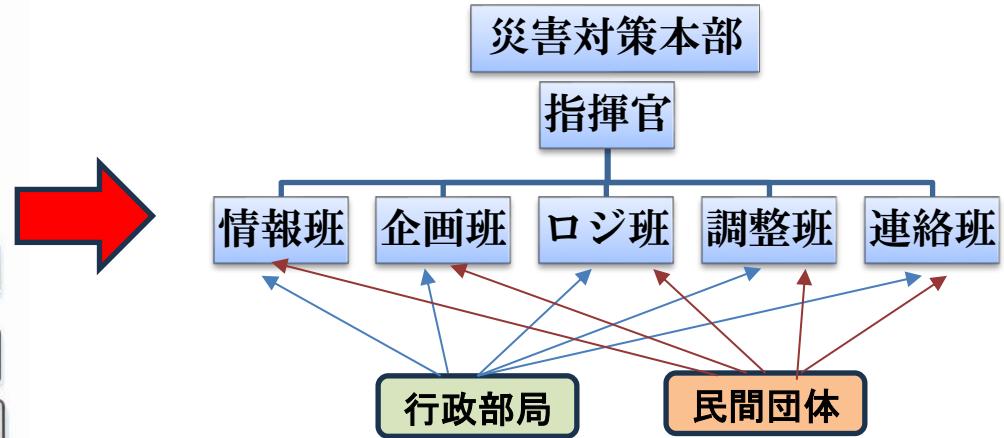


災害モードは新設よりも組み替えで

平時の組織体制



災害時の組織体制(ICS)



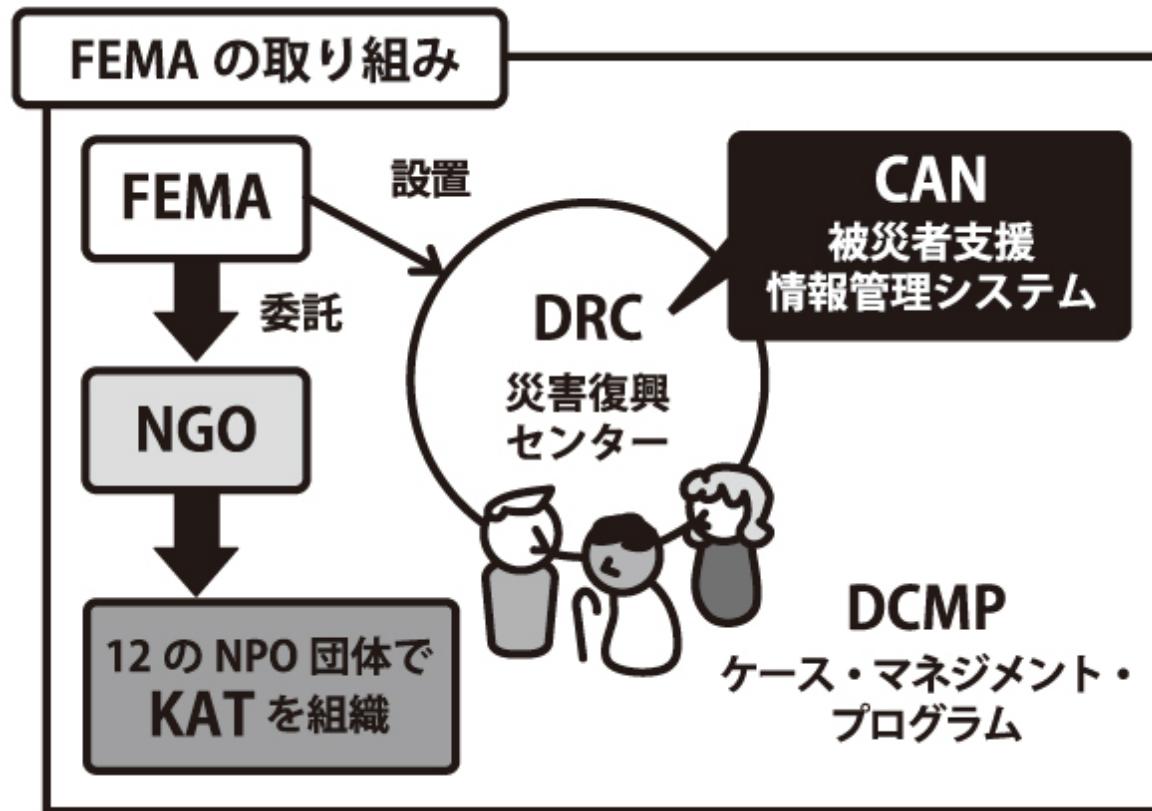
民間団体

民間団体

民間団体

ICS=インシデント・コマンド・システム
(1970年代 米国の森林火災の教訓=世界標準)

2005年ハリケーンカトリーナにおける被災者支援 (日本が災害ケースマネジメントを学んだきっかけ)



膨大な人数で広域だからこそ、発想転換し、
一人ひとりの災害ケースマネジメント
それを支える被災者支援情報管理システム

DCMの連携の誤解

人手不足で新たな人員の余裕などない？

- ・平時の職務を災害モードに調整するだけ
- ・新たな人員増ではなく役割の切り替え

DCMで平時業務が止まる、回らなくなる？

- ・優先順位が切り替わるだけ。
- ・何を止め続けるかを場当たりにせず目的に沿って制御できる

新たな予算がかかるが財源などない？

- ・主なコストは研修と連携会議。既存予算の組み替えで対応可能。
- ・むしろ、不適切対応の手戻りコストを予防できる

DCMは、新たな負担ではなく、災害時に既存の力を連携して効果的に使う工夫です

DCMの連携の誤解

誰の判断に従うのか、権限関係が複雑になる？

- ・逆。むしろ判断の所在が明確になる。
- ・お伺いラインが切り替わり、現場の迷いが減る。

余計な会議や書類が増え、現場が混乱する？

- ・DCMにより、無駄な電話・個別相談・属人的調整が減る。
- ・情報と調整が一本化され、やり取りが合理化される。

滅多に起きない災害に、そこまでやる必要がある？

- ・大災害ほど準備が必要。数年単位の事務が見通せるようになる。
- ・一度整えた体制は平時にも使える。

DCMは、新たな負担ではなく、災害時に既存の力を連携して効果的に使う工夫です

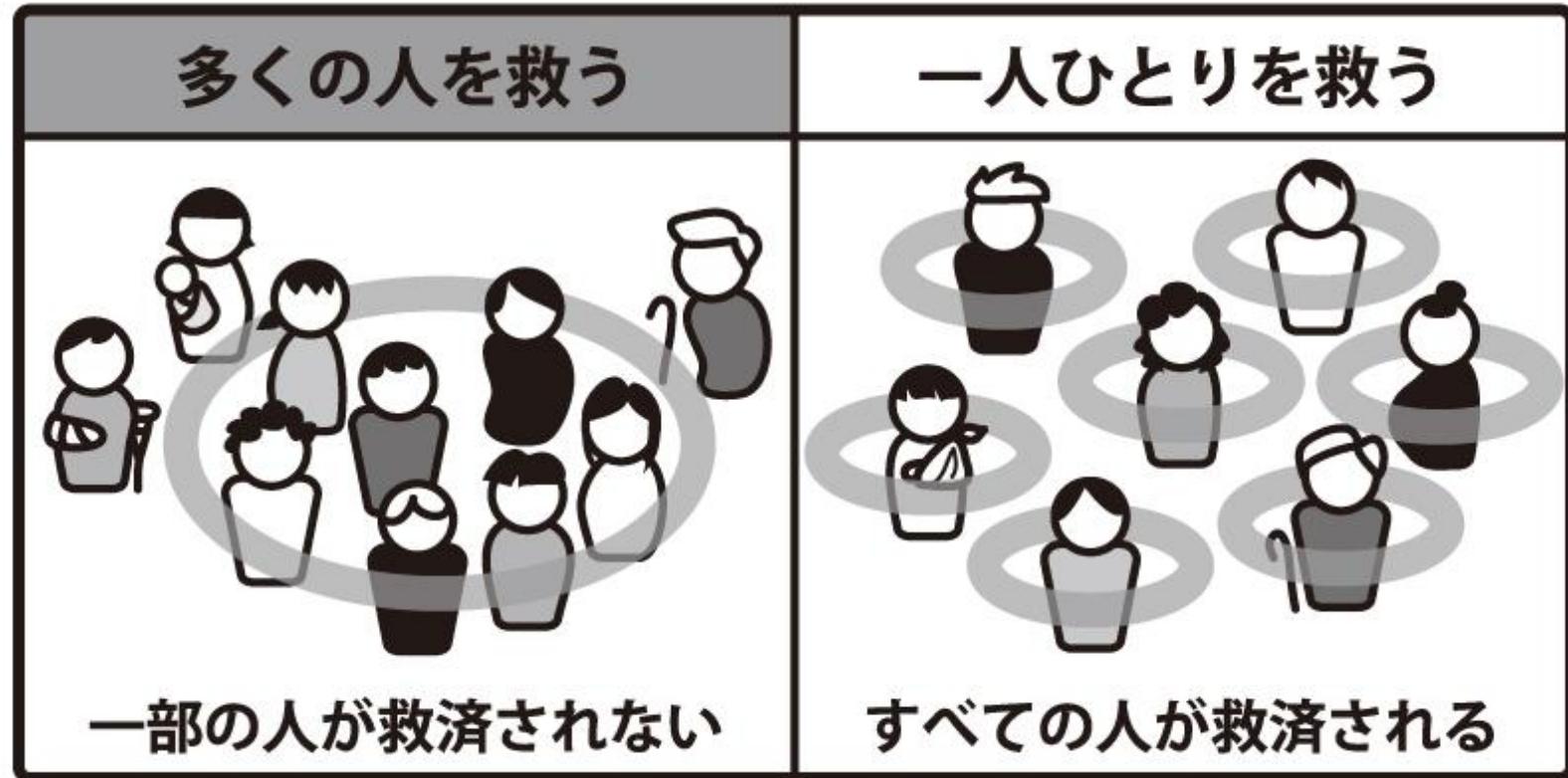
阪神・淡路まちづくり支援機構の設立 (現:近畿災害対策まちづくり支援機構)



東日本ワンパック専門相談隊

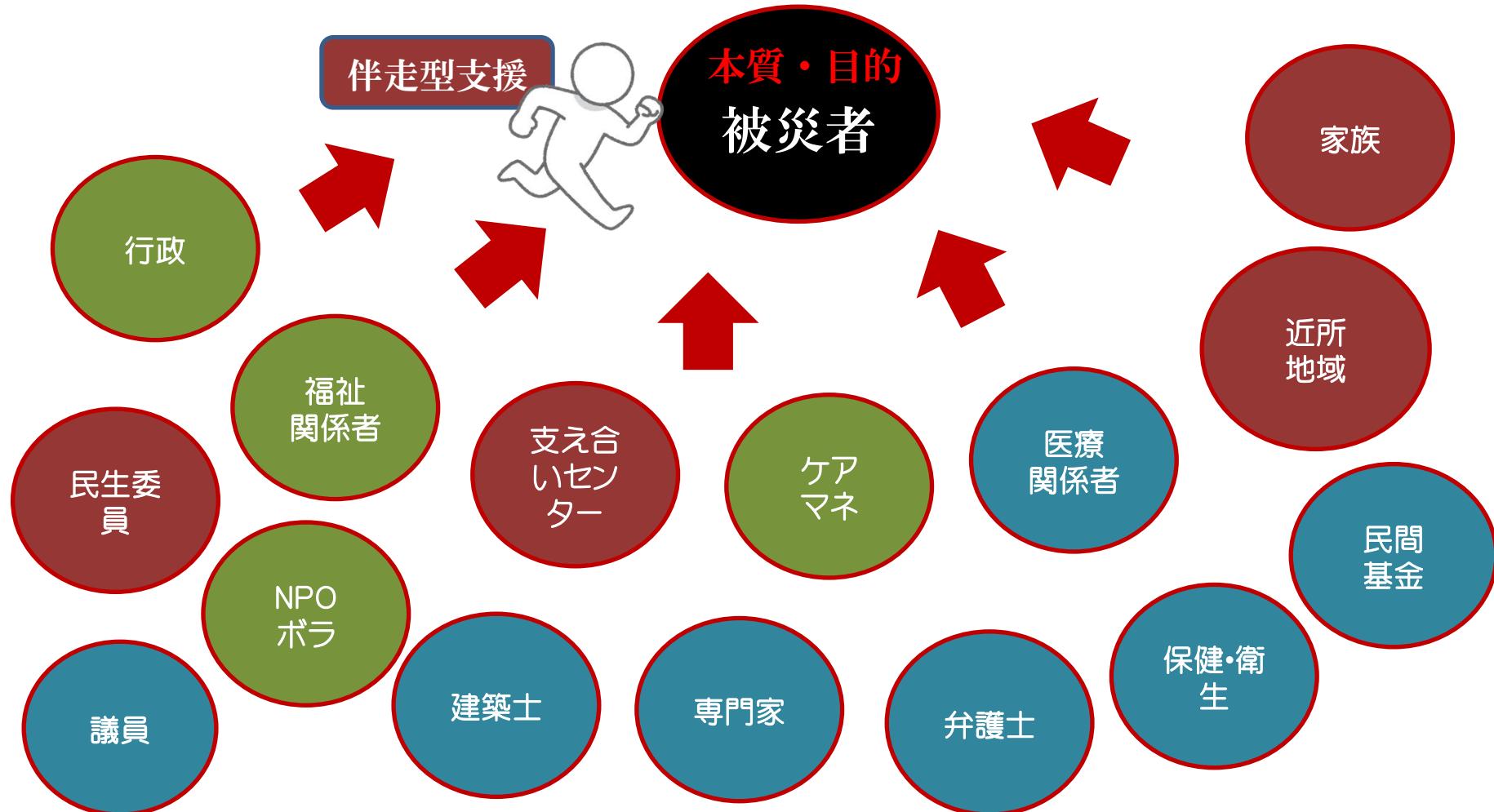
弁護士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・税理士・建築士+技術士・行政書士・社会保険労務士の連携団体
【設立:平成8年9月】(震災から1年8か月!)

二人三脚の被災者支援



「官」（国・都道府県・市町村、各部署、各機関）と
「民」（市民、サードセクター、企業、専門家）が、
共に信頼し、共に役割を果たし、共に連携する

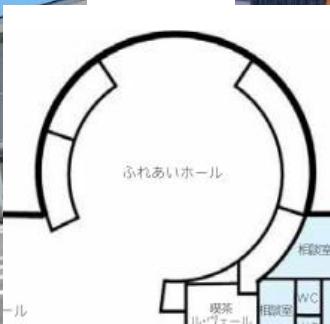
多くの社会資源で重層的に支援する



餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人ひとりを支える

目的さえ共有できていれば信頼できる。本質さえ見誤らなければ連携できる

静岡県牧之原のR7台風15号(竜巻被害)の相談会



弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士・中小企業診断士の各団体加盟

令和7年台風15号
専門家による
生活なんでも相談
予約不要・無料

りさい
罹災証明書を
とった後は
どうしたら?
今後の生活が
不安…
使える
支援制度は?
被災した家の
修理・解体…
まだ迷ってる…
竜巻で瓦が飛んで
隣家のを傷つけ
しまった(傷つけられた)

日 時 2025年9月11日～終了時期未定
10:00～16:00(当面土日祝も開催)
場 所 牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」
住所:牧之原市静波991-1

★ 曜日や時間帯、場所が変更となることもあるため、最新情報を
牧之原市や静岡県弁護士会ホームページでご確認ください
★ どちらでも(牧之原市以外の方も)ご相談いただけます

具体的なご相談がない方でもお寄り下さい。
様々な支援制度の情報提供をしています。

静岡県災害対策士業連絡会

静岡県弁護士会

054-252-0008

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士・中小企業診断士の各団体加盟

この相談会がモデルとなって『災害救助事務取扱要領令和7年10月』に新たな官民連携方法が新設 p102

エ 福祉に関する相談を中心に、災害応急期における被災者のあらゆる相談に対応する目的で、都道府県知事等が各士業関係者と連携し主催する相談会等の相談対応や、都道府県知事等の要請を受けて、各士業関係者が連携して開催する相談会等の相談対応についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。ただし、被災者台帳や内閣府が示す被災者台帳ヒアリングシート（例）等を活用し、都道府県知事等と士業関係者間で、相談を受けた被災者に関する情報共有を密に行うこと（例：士業関係者は、あらかじめ被災者本人の同意を得たうえで、相談内容を当該自治体に提供する。）。

このとき、相談対応に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、賃金職員等雇上費で取り扱うこととなるが、他の福祉サービスの提供主体との公平性に鑑み、当該都道府県等の常勤の職員（福祉職）に相当する者の給与を考慮した額とすること。ただし、ここでいう「相談対応」とは、被災者のニーズを明らかにし、支援先につなぐことを想定したものであることから、被災者から相談があった内容のうち、各士業関係者が、業として個別具体的な案件として処理することで発生する報酬に相当する費用等については、国庫負担の対象外となる。また、各種法令に基づく相談対応は、各種法令による支援が優先されるため国庫負担の対象外となる。



たとえば個別避難計画 (事前災害ケースマネジメント)

高知県黒潮町

- ・個別津波避難カルテ

常総市

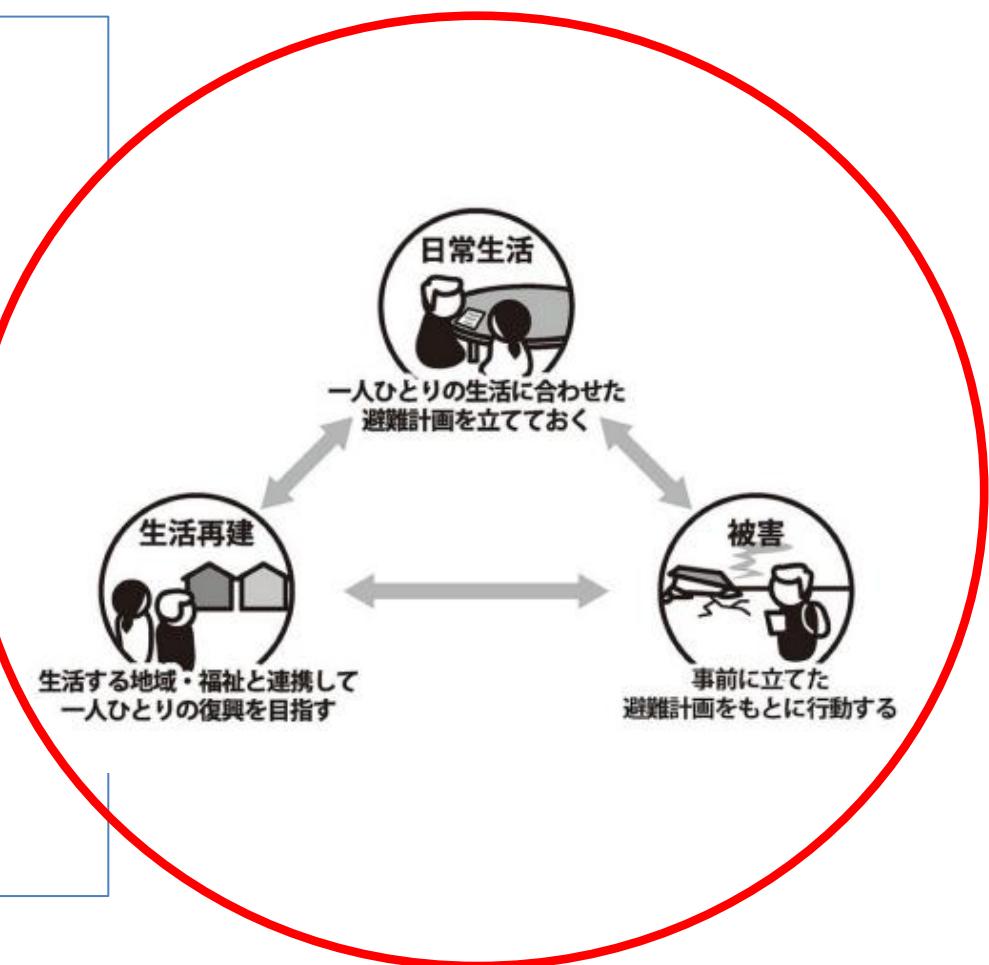
- ・マイ・タイムライン

別府市

- ・避難支援計画

兵庫県

- ・個別支援計画/マイプラン



[個人情報共有の参考]

「支援会議」の活用

さいがいけーすまねじめんとのへいじのバージョン

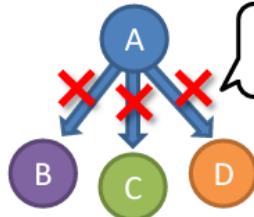
(重層的支援体制整備事業による)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、支援機関等の関係者により構成される会議である「支援会議」を組織することができ、円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むための支援体制に関する検討を行う。

構成員のイメージ

行政機関(労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等)、各分野の相談支援機関やコーディネーター、サービス提供事業者、医療機関、協同組合、学校、NPO、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア等の活動団体、専門職団体、民間企業等

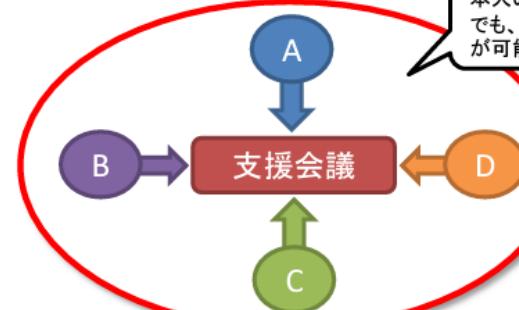
本人同意がない場合



- 守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難

- 世帯内に分野横断的な複数の課題が存在する場合に、支援への支障が生じやすい

「支援会議」の実施により



- 守秘義務の規定により、本人の同意がない場合にも、他部局・機関との情報共有が可能

- 運営方法については、今後手引きを作成

個人情報の壁を乗り越える対人支援はフェーズフリー（平時も災害時も同じ）

「連携」が機能するかどうかは 「目的」が共有されているかで決まる

「連携が難しい」の正体は……
「目的の共有」ができないだけ



DCMの連携の目的は「被災者の生活再建」という一点集中

- × 会議を開くこと自体が目的になる
 - × 枠組みづくりと名簿だけで満足する
 - × 「連携している感」を求める
- ……ではNG



目的さえ共有できていれば、
専門も立場も違っていても連携はできる。
その枠組みづくりはフェーズフリーの発想で。



「連携」を仕組みにする 平時組織×災害時体制×DCM

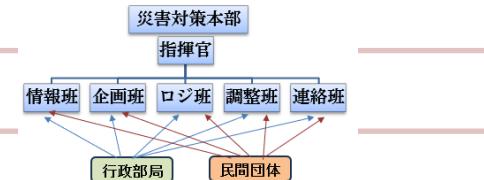
平時の連携

- ・行政の縦割り（局→部→課）による安定的運営
- ・官民それぞれの目的で、成長と安定と持続
- ・社会的・経済的な棲み分けと「協定」



災害時

- ・機能別、横断的なICS体制
- ・役割を優先（餅は餅屋）
- ・目的の共有（被災者・被災地のため）



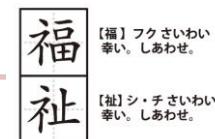
直後のDCM

- ・一人ひとりの被災者の生活再建を目的
- ・既存の力を適材適所で発揮する（餅は餅屋）
- ・寄ってたかって支援する



持続的なDCM

- ・属人的な支援から、計画による支援に
- ・ゴールは平時の福祉ほか（フェーズフリー）
- ・善意ではなく、制度と準備で仕組み化する



PHASE
FREE

ポイント5

目的を見誤らない (生活再建を図るため)

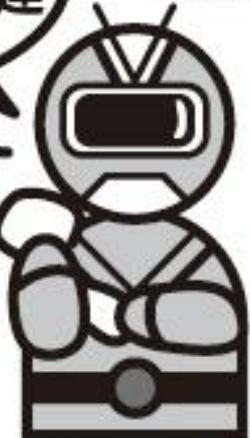
結果が同じ「仮設住宅の退去」でも…

目的は
被災者の生活再建

再建の一歩

強制退去

目的は仮設住宅の
明け渡し



神戸市：仮設住宅解消プロジェクト

- ・ 仮設住宅31,000世帯
→4年半で543世帯
　うち困難93世帯
→20例でケース対応



- ペットの飼育などで公営住宅への入居が難しい世帯に、自立支援金（被災者生活再建支援金の代替的給付）等の支援策を提供して自宅再建のめどを立てたケース。
- 母子家庭で母が収監中で子どもだけが仮設住宅に居住している世帯について、収容施設での面会を重ね、出所後の住まいのめどを立てて、子どもを施設で保護したケース。
- 被害妄想や自殺願望があって、転居先の鍵の受領を拒否している被災者に、精神保健福祉相談員や保健師が生活相談を繰り返し、信頼関係を得て、入居に漕ぎつけたケース。

神戸市自立支援委員会 委員（役職は1999年当時）	
品田充儀	大学助教授
中嶋 徹	弁護士
船阪和彦	精神科医
梶 明	自治会長
堀内正美	がんばろう!!神戸
黒田裕子	阪神高齢者・障害者支援ネットワーク
室井恭子	須磨区福祉部長
柏木 貢	兵庫県
金芳外城雄	神戸市生活再建本部長（座長）



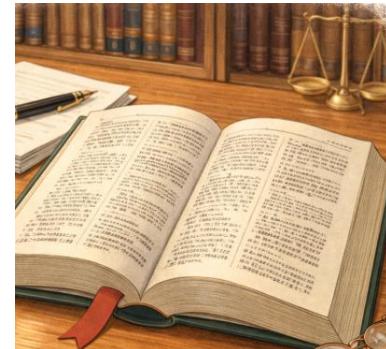
その後の生活再建の様子は分からぬ。なぜ不明なのか？
目的が仮設住宅の解消だから、生活再建を見届けるのは業務外。

【目的】 災害対策基本法 2条の2

(基本理念) 第2条の2
災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

1～3 略

- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、**人の生命及び身体を最も優先して保護すること。**
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、**被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。**
- 6 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び**被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。**



【最終目的】私たちが守るべき最も大切なものの

生命

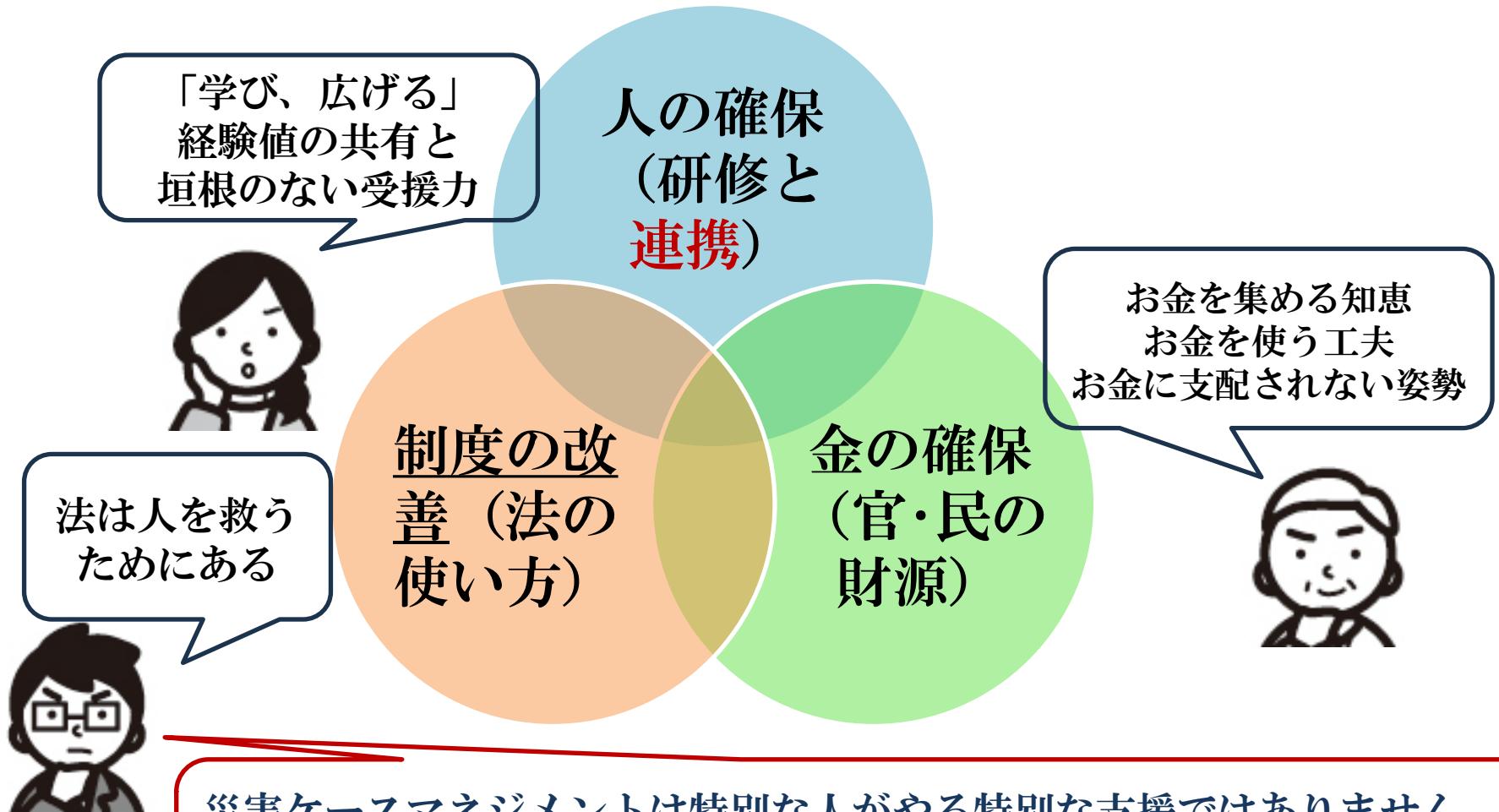
人権
幸福追求権&
個人の尊重

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

むすびに

災害ケースマネジメントを広げるための今後の3つの課題



ご静聴
ありがとうございました

